

令和3年12月3日 開会
令和3年12月15日 閉会
(定例第8回)

南部町議会会議録

南部町議会事務局

南部町告示第146号

令和3年第8回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年11月17日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和3年12月3日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

埒 田 光 雄君

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

米 澤 睦 雄君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

細 田 元 教君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

景 山 浩君

○応招しなかった議員

な し

令和3年 第8回（定例）南部町議会会議録（第1日）

令和3年12月3日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和3年12月3日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案第83号 南さいはくサテライト拠点施設建築工事に関する変更契約の締結について
- 日程第6 議案第84号 令和3年度南部町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第7 議案第85号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第8 議案第86号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第9 議案第87号 南部町バンガロー条例の一部改正について
- 日程第10 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）
- 日程第11 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館）
- 日程第12 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）
- 日程第13 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）
- 日程第14 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）
- 日程第15 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町緑水湖教育文化施設）
- 日程第16 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町バンガロー）
- 日程第17 議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えぶろん）
- 日程第18 議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について（つくし保育園）
- 日程第19 議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について（さくら保育園）

- 日程第20 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立法勝寺児童館）
- 日程第21 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）
- 日程第22 議案第 100号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）
- 日程第23 議案第 101号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）
- 日程第24 議案第 102号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニティ運動施設）
- 日程第25 議案第 103号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センターしあわせ）
- 日程第26 議案第 104号 令和 3 年度南部町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第27 議案第 105号 令和 3 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第28 議案第 106号 令和 3 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第29 議案第 107号 令和 3 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第30 議案第 108号 令和 3 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第31 議案第 109号 令和 3 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第32 議案第 110号 令和 3 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第33 議案第 111号 令和 3 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第34 議案第 112号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議事日程の宣告
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 議案第83号 南さいはくサテライト拠点施設建築工事に関する変更契約の締結について
- 日程第 6 議案第84号 令和 3 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）

- 日程第 7 議案第85号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第86号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第87号 南部町バンガロー条例の一部改正について
- 日程第10 議案第88号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）
- 日程第11 議案第89号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館）
- 日程第12 議案第90号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）
- 日程第13 議案第91号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）
- 日程第14 議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）
- 日程第15 議案第93号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町緑水湖教育文化施設）
- 日程第16 議案第94号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町バンガロー）
- 日程第17 議案第95号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えぶろん）
- 日程第18 議案第96号 公の施設の指定管理者の指定について（つくし保育園）
- 日程第19 議案第97号 公の施設の指定管理者の指定について（さくら保育園）
- 日程第20 議案第98号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立法勝寺児童館）
- 日程第21 議案第99号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）
- 日程第22 議案第 100号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）
- 日程第23 議案第 101号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）
- 日程第24 議案第 102号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニティ運動施設）
- 日程第25 議案第 103号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センターしあわせ）
- 日程第26 議案第 104号 令和 3 年度南部町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第27 議案第 105号 令和 3 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第28 議案第 106号 令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第29 議案第 107号 令和3年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第30 議案第 108号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
日程第31 議案第 109号 令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第32 議案第 110号 令和3年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
日程第33 議案第 111号 令和3年度南部町病院事業会計補正予算（第2号）
日程第34 議案第 112号 鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について

出席議員（14名）

1 番 埴 田 光 雄君	2 番 加 藤 学君
3 番 荊 尾 芳 之君	4 番 滝 山 克 己君
5 番 米 澤 睦 雄君	6 番 長 束 博 信君
7 番 白 川 立 真君	8 番 三 鴨 義 文君
9 番 仲 田 司 朗君	10番 板 井 隆君
11番 細 田 元 教君	12番 亀 尾 共 三君
13番 真 壁 容 子君	14番 景 山 浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	藤 原 宰君	書記	亀 尾 真 哉君
		書記	杉 谷 元 宏君
		書記	赤 井 沙 樹君
		書記	藤 下 夢 未君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	土 江 一 史君
----------	----------	-----------	----------

教育長	福 田 範 史君	病院事業管理者	林 原 敏 夫君
総務課長	大 塚 壮君	総務課課長補佐	加 納 諭 史君
企画政策課長	田 村 誠君	デジタル推進課長	本 池 彰君
防災監	田 中 光 弘君	税務課長	三 輪 祐 子君
町民生活課長	芝 田 卓 巳君	子育て支援課長	吾 郷 あきこ君
教育次長	岩 田 典 弘君	総務・学校教育課長	水 嶋 志都子君
病院事務部長	山 口 俊 司君	健康福祉課長	糸 田 由 起君
福祉事務所長	渡 邊 悦 朗君	建設課長	田 子 勝 利君
産業課長	岡 田 光 政君	監査委員	仲 田 和 男君

議長挨拶

○議長（景山 浩君） それでは、議長のほうより開会の御挨拶を申し上げます。

令和３年１２月定例議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

さて、師走を迎え、日に日に寒さが増し、冬の気配が迫ってきました。昨年から引き続き、本年も新型コロナウイルス感染症への対応、社会生活全般にわたり我慢が求められた一年であったように思います。ワクチン接種の急速な広がりや国民の感染対策への徹底により、本年１０月に緊急事態宣言等が全面的に解除になりました。以来、国内感染者数は急激に減少し、世界に類を見ない感染対策が維持できております。

一方で、先月末に南アフリカで検出が報告されたオミクロン株と言われる新たな変異株は、第五波のような大きな感染拡大も懸念されております。国においては、水際対策の強化、そして私たち一人一人がいま一度、感染防止への心がけることが必要です。

このような中、南部町としては、３回目のワクチン接種等も準備を進められております。国、県等の情報を的確に捉え、町民の安全・安心の提供、社会経済活動の活性化に向けた施策の推進をお願い申し上げます。

本定例会におきましては、条例の一部改正、指定管理の指定、補正予算等の議案を御審議いただくこととなっております。

後ほど町長から提出議案の内容につき説明がございしますが、提出されております諸議案に対し慎重審議をいただき、適正かつ妥当な議決に達することを願います。

議員各位におかれましては、町民の皆様の負託に応えられますようさらなる御精励をお願い申し上げます、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 議員各位におかれましては、令和3年第8回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席いただき開催できますことを御礼申し上げます。

まず、このところ鎮静化していました新型コロナ感染状況でしたが、11月中旬になって南アフリカなどで確認された新たな変異ウイルス、オミクロン株の感染拡大が危惧されています。WHOは26日、緊急の会合を開き、懸念すべき変異ウイルスに指定し、最大限の警戒を呼びかけています。日本政府はこれを受け、29日からは外国人の新規入国を停止する措置をはじめ、日本人にも厳しい入国制限を行って水際対策を行ってまいりましたが、本日現在2名の国内感染が発表されているところです。

南部町では、鳥取県や近隣市町村と連携しながら、当面は慎重な警戒態勢を取りながらも、町民や地域経済に動揺が広がらないよう、冷静な対応と情報収集に当たってまいります。また、新型コロナウイルスの3回目接種については、これまで集団接種を中心に活用してきたファイザー社製ワクチンの国内供給不足から、南部町でもモデルナ社製ワクチンの交接種が必要になっています。

去る11月29日に行われた鳥取県ワクチン接種協議会の席上でも、交接種の安全性に関する資料を広く国民に広報し、不安や誤ったうわさによってワクチン接種に影響が出ないように国に強く求めることや、ワクチン供給のスケジュールの早期公表などの意見が集約され、全国知事会を通じて申し出ることが確認されました。

当面の南部町のスケジュールは、医療関係者170人と、75歳以上先行接種を行った300名の方には既に接種券を送付済みで、先行接種者には1月22日に接種を行うよう準備をしているところでございます。今後も接種率向上に努めてまいり所存ですが、変異し続けるコロナウイルスに対し、根拠に基づいた柔軟で時期を失しないコロナ対策と、正確な情報提供を通じて感染拡大を防止、町民の皆さんの健康と生命を守ってまいります。町民の皆様には、一人一人がコロナによって健康を害さないために、人との接触を減らし、換気、マスク、手洗いなどの感染対策を改めて取ることをお願い申し上げます。

さて、いよいよ岸田内閣が本格稼働を始めました。国と自治体の財政支出は、過去最大の総額55兆7,000億円、民間投資を含めた規模は79兆円に近づくという具合に言われています。この国民の税金が南部町の住民の暮らしに直接役立つために、町としてはしっかりと情報収集を徹底し、暮らしに配慮した予算の組立てを行ってまいりたいと、このように思っているところでござ

ざいます。

次に、9月議会以降の火災について報告をいたします。10月5日に坂根で林野火災が発生し、消防団員30人が出動いたしました。また、10月25日には、上野で農作業小屋の米の乾燥機から出火し、消防団員33名が出動したところでございます。幸いいずれの火災でも人的被害はありませんでした。このところ、寒さが増してきたこともあり、全国で火災による被害が報告されています。町民の皆様には、改めて暖房機器をはじめ、火の取扱いには十分御注意いただきますようお願いを申し上げます。

次に、人口動態について報告をいたします。9月1日から11月末の間に出生された方は11人、お亡くなりになられた方は54人でした。御冥福をお祈りいたしますとともに、誕生した子供たちの健やかな成長を御祈念いたします。11月末現在の人口は1万511人でした。高齢化率は37.65%、11月末現在の今年度出生者は31人となっています。前年同期と比較しますと、前年人口は108人の減、高齢化率は0.25の増加、そして出生率は5人の減という現状でございます。

本定例会におきましては、令和3年度一般会計補正予算、条例関係など30議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に極めて必要な事項ばかりでございますので、全議案とも御賛同いただき、御承認を賜りますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とします。どうぞよろしくお願いいたします。

午前9時00分開会

○議長（景山 浩君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和3年第8回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

11番、細田元教君、12番、亀尾共三君。

日程第2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、13日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、13日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 諸般の報告

○議長（景山 浩君） 日程第4、諸般の報告を行います。

初めに、議長から報告いたします。

西部町村議会議長会連絡会の報告をいたします。

去る10月15日に日野町のリバーサイドひのにおいて、西部町村議会議長会臨時総会並びに連絡会が開催されました。

当日の会議では、コロナ禍により事業実施が流動的になっている令和4年度の事業計画や予算についての話し合いが行われましたが、表彰式や議員研修会、球技大会、正副議長研修会等、いずれの事業もコロナ禍の状況を見ながら柔軟に対応できる例年どおりの事業計画や予算とすべきではないかとなりました。

また、球技大会の開催についての意見を求められ、どうすべきかという結論的な意見は出せないものの、見直しが必要な時期に来ているのではないかという意見を述べさせていただいております。

来年1月13日開催で調整中である議員研修会については、希望する演題をそれぞれの町村で出してほしいという要望が出されておりますので、皆様と検討し回答いたしたいと考えております。

以上、私からの報告といたします。

次に、鳥取県町村議会広報研修会の報告を行います。

2番、加藤学君。

○広報常任委員会委員長（加藤 学君） 本年10月27日水曜日、湯梨浜町国民宿舎水明荘にて、令和3年度鳥取県町村議会広報研修会が開催されました。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点

から、8月の開催は一度延期となり、そして今回10月27日の開催となりました。参加者につきましても、やはり新型コロナウイルス感染症拡大の観点から、南部町議会広報委員会からは委員全員ではなく、私を含めて3人の参加となりました。

内容につきましては、グラフィックデザイナーの長岡光弘氏を講師に迎えて、住民と議会の意思疎通を図り、相互信頼を培うために重要な役割を果たしている町村議会の広報紙の内容充実と編集技術の向上について、鳥取県内、県外の自治体の議会報をテキストに、それぞれの自治体の議会報の特色、よい点、また、改善したほうがよいと思われる点についての解説がなされました。

現在、南部町広報常任委員会におきましても、議会だよりをより多くの人に、また、活字離れの進んでいる若い人たちにより多く読んでもらえるように編集と表記を変えている最中です。6月、9月の議会だよりから一般質問の表記や形式を一部変更しました。一問一答という形式に変更しております。これに関してはほかの自治体でも読みやすいという点から既に行っている自治体があるということでした。

これからの取組としては、一般質問と議会の最終日の討論をSNSを使って映像をパソコンやスマホで見れるようにしたいと思っておりますが、これらの取組につきましても議会報は町内全戸に配布される紙媒体であり、SNSを介した映像配信システムとは異なるものであり、なくなることはないだろう、すみ分けをすることになるであろうという、こういう話でした。

今回の研修に参加して、現在、広報常任委員会で進めている議会だよりの編集の変更については、間違っていないものだろうと確信して、さらに多くの人に読んでもらえるよう、若い人に読んでもらえるよう、せめて目を向けてもらえるように議会だよりの編集に取り組もうと思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、鳥取県町村議会議員研修会の報告を受けます。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。鳥取県町村議会議員研修会が11月22日に三朝町総合文化ホールで開催されましたので、報告をいたします。

研修内容は、最初に、早稲田大学マニフェスト研究所の長内紳吾先生から、「議事機関としての質疑・質問～政策立案できる議会を目指して～」と題しての講演でした。議事機関とは話合いの公共の広場であり、ある人にとっての問題が、ほかの皆にとってもそれは皆で解決しなければならない問題だねと共有されて、問題から課題へ昇華される。課題の解決には、議員と議員、議員と住民、議員と町長が話し合うことによって、課題の解決に向けた政策立案ができる議会となり得る。一般質問においても、議員としてではなく、常任委員会を代表する代表質問や、議会を

代表して町長への提言書の提出を踏まえて、議会を代表した一般質問を行っている議会も存在するとのことでした。話合いの広場を増すことで、民意を反映させることで、政策立案ができる機会となり得る。本町の議会改革への提言と受け止められる講演であったと思いました。

次に、産業評論家、進藤勇治先生からは、「コロナ後の市町村の対応と町村議会の役割」と題しての講演でした。コロナ禍がもたらした社会の変化を的確に把握する必要がある。対応として、コロナ対応期、ウィズコロナ期、ポストコロナ期に分けて考えながら、地域経済振興、地域の医療体制改革と強化、コロナ禍による経済的弱者等への支援、ICTの普及で行政、教育の円滑化を図るなどの対応が求められ、議会議員は住民の目となり耳となり、地域の課題を知り、地域の声を代弁して行政に反映することが大切であるということでした。

最後に、コロナ禍によって都市の経済活動や生活様式は非常時の脆弱性を露呈した。地方はコロナを克服する。さらに、都市から地方の移住者を積極的に受け入れる支援体制を確立することが重要である。新しい地方創生の姿の可能性を感じた講演でありました。

以上、鳥取県町村議会研修会での報告といたします。

○議長（景山 浩君） 次に、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を受けます。

11番、細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 11番、細田でございます。去る11月26日、湯梨浜町で後期高齢者医療広域連合議会がございました。その御報告をさせていただきます。

最初に、深澤連合長より御挨拶がありまして、ちょっと大事なことが1点ありましたので、御報告させていただきます。令和2年12月15日に閣議決定された全世代型社会保障改革の方針を踏まえ、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律が令和3年6月4日に成立し、医療制度改革では一定の収入がある後期高齢者の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げることとなりました。

当広域連合といたしましても、令和4年10月以降の制度実施に向けて円滑に移行できるよう、国に被保険者や医療関係者への丁寧な周知・広報を要望するとともに、見直しの内容や必要性について周知を図りたいと考えておりますという言葉が最初にございました。要は来年令和4年10月以降、ある程度の所得のある方の後期高齢者医療は1割から2割になるという内容でございます。

それで、その後、今回の広域連合で議案が第7号から第14号まで、また、報告第1号、それと議員発議で後期高齢者広域連合議会会議規則の一部を改正するという条例が上程されました。

御説明させていただきます。議案第7号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき議会の同意を求めることについてでございますが、今まで倉吉市議会選出の伊藤正三議員が令和3年10月22日で任期満了となり、現在空席になっていましたのを、後任者として新たに倉吉市議会議員選出の福谷直美議員を監査委員に選任されましたと報告され、全員一致で同意されました。

議案第8号は、鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正の専決処分の報告及び承認でございます。これは新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者である被保険者が療養及び感染拡大防止の観点から労務に服することができず、事業主から十分な報酬が受けられない場合、保険者が傷病手当を支給することについて、対象となる新型コロナウイルス感染症の定義が、これまでの新型インフルエンザ等対策特別措置法から新たに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に位置づけられたことに伴い、この条例を一部改正するもので専決処分され、承認されました。

続いて、議案第9号、令和3年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、この専決処分の報告及び承認でございます。これは令和2年度の療養給付費等が確定し、社会保険診療報酬支払基金より交付を受けた後期高齢者交付金が療養の給付に要した確定費用より多かったため、5億863万1,000円を返納する必要性が生じ、返納期間まで短期間だったため、専決処分されたもので報告がありますし、全員一致で認められました。

議案第10号は、令和2年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、また、議案第11号は、令和2年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、監査委員さんの意見を受け、議会で認定するものでございますが、一般会計では広域連合組織運営のための予算であり、歳入総額が4,785万6,000円、歳出総額が4,601万6,000円となっており、差引き額184万円が実質収支となっております。

続いて、特別会計でございますが、歳入総額が849億2,453万6,000円に対し、歳出総額が815億6,146万4,000円で、差引き額33億6,307万2,000円が実質収支となっております。この大きな原因は、コロナの関係で保険給付費が下がったというのが大きな内容でございました。これらも全員一致で認定されました。

議案第12号は、令和3年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）。これは歳入歳出それぞれ26万4,000円を増額、歳入歳出総額を5,445万9,000円とするもので、これは行政の手続において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、押

印の見直しを実施し、今年度、改正を要する例規の数が増えたことに伴う例規システムのデータベースの更新手数料が増額になったためでございます。これも全員一致、可決されました。

議案第13号、令和3年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）ですが、これは歳入歳出それぞれ30億2,412万4,000円を増額、歳入歳出総額を863億849万1,000円とするものです。主な内容は、令和2年度決算に伴う市町村負担金、国・県の負担金の追加納付分及び返還金がそれぞれ歳入歳出予算に計上、これに伴う財源を組み替え、医療給付費準備基金を増額し、国が推進する令和3年度マイナンバーカード取得促進事業に係る費用を増額するものであり、全員一致、可決されました。

議案第14号、鳥取県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてですが、これは行政手続において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、職員のサービスの宣誓について、宣誓書への押印を不要とするため、条例を一部改正するものでありますし、全員一致、可決されました。

専決処分で、報告第1号、鳥取県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正についての専決処分が報告されました。これはデジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律（デジタル関係整備法）により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法及び個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正するものであり、全員一致で可決されました。

もう一点が鳥取県後期高齢者医療広域連合会議規則改正、議員発議の分でございました。今南部町議会でもありましたが、これは議員の、今まで事故のため出席できなかったこと云々の理由が、育児、看護、介護、配偶者等の出産補助、そのやむを得ない理由等が追加されたものです。また、議員が出産のために出席できない時の日数を定めているのは、出産予定日の6週間から14週間、出産後の8週間を経過する云々が詳しく書かれた、これは議員発議の内容の会議規則の一部改正でございまして、全員一致、これも可決されましたことを、以上、御報告とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 次に、議会改革調査特別委員会より報告を受けます。

7番、白川立真君。

○議会改革調査特別委員会副委員長（白川 立真君） 去る11月2日、全議員で構成する議会改革調査特別委員会においてスキルアップ研修を行いました。

その理由として、近年、地方自治を取り巻く環境も大きく変容しており、議会の果たすべき役割と責任が拡大しております。そのような中で、個々の議員力、そして全体としての議会力をさ

らに向上させることを目的といたしました。

講師には、鳥取県議会事務局より、上川先生、小川先生のお二人をお招きし、鳥取県議会をモデルに「効率的な議会運営」というテーマでの学びでした。中でも予算、決算における着目点、特に決算では予算に対する執行率、資産取得の目的や価格は妥当かなど決算を起点に予算審議に生かすことが重要だという点、また、一般質問と質疑の違いや特徴など多岐にわたり研修することができました。

当町では本年9月に決算審議を終えていますので、来年3月に予定されております予算審議では相当に白熱した議会になるのではと期待しております。以上、報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 議案第83号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第83号、南さいはくサテライト拠点施築建設工事に関する変更契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書1ページでございます。議案第83号、南さいはくサテライト拠点施設建築工事に関する変更契約の締結についてです。

南さいはくサテライト拠点施設建築工事に関する変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、南さいはくサテライト拠点施設建築工事でございます。これは機械設備及び電気設備の増工でございます。契約の金額。変更前は1億1,660万円、変更後が1億2,973万5,100円でございます。契約の相手方。鳥取県西伯郡南部町福成3023番地、株式会社ティー・エム・エス、代表取締役、水町直允でございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 9番、仲田司朗でございます。1点質問をさせていただきたいと思います。

この南さいはくサテライト拠点施設建築工事につきましては、たしか6月だったと思いますけ

れども、この当初の1億1,660万で契約されて、今回、1,313万5,100円の増工ということでございますが、私も以前、こういう仕事の事務を関わらせていただいた経過はございますけれども、変更というのはそう簡単にちょこちょこ出るものではないというのが、設計の中に大体そういうものが入って、組み上げて入札等をされるものだと思っておるところでございますが、精査のため変更になったということではございますけれども、当初の設計がそういう精査をある程度見込んだ中での設計をつくっておられるんじゃないかなというように思うわけですが、その辺の設計の在り方についてどうだったのか教えていただきたいと思います。精査ですから変更はやむを得ないかもしれませんが、その辺の当初の設計の仕方についてどうだったのか教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。当初の設計の仕方というか、組み方というところの御質問だと思いますが、当初設計では今回の増工予定でありました電気設備、機械設備に関しても全ての設計を盛り込んでおりました。

議員、6月と言われましたけども、今回、10月の議会のほうで当初の契約のほうを御承認いただいたというものでございますが、その中で発注に当たりまして8月ぐらいから世界規模の木材需要が非常に逼迫しまして、ウッドショックという形で国内でも建築の木材単価に大きな影響が出ました。そこで80万円の設計単価が県の基準等で約1.8倍の単価になりまして、そのことによってどうしても外さなければならぬ項目が今回の電気設備と機械設備で発生をいたしました。そこで、当初からそこを外して繰越予算で発注をかけさせていただくものですので、限られた請負工事費の中で発注をさせていただいて、今回の当初の契約になりました。その後、競争原理が働きまして、ある程度の工事請負費の中で余裕が出ましたので、その余裕の出た金額の中で今回の電気設備と機械設備を増工の対象としてお願いを申し上げているというところの内容でございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。9月議会の最終日にこの入札の議決をとということで提案されたということで、すみません、6月でなかったようで訂正させていただきたいと思いますが、先ほど、変更の理由がウッドショックの関係で工事費が倍増したということが考えられます。そうすると、今後またほかの項目でも、今の原油価格の上昇というようなことで今後また考えられるものが出てくる可能性があると思うんですが、それについてはいかがなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。現在のところ、もう新たに設計を組んで発注をかけるというものはございませんので、今後はそういった燃油高騰に関わる場所での影響は受けないものという具合に考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この議案第83号については、今日、議決するというので、昨日、全員協議会でも説明を受けました。

そこでお聞きするんですけども、今回の契約の変更金額っていうのは契約した金額に対して1割を超えてきているわけですね。説明では予算の範囲内でやっていきたいということで、請差の中でやっていくということなんですけれども、議員としてはウッドショック等の値上がりがあったんですけども、やりくりをしていきながら予算の範囲内で行ってきたいということを町側が言っているというふうに聞いているんですよ。受け止めています。

今日、予算書持ってくればよかったんですけど、すみませんが、この時点で南さいはくのサテライトの拠点建築工事の予算額というのは幾ら計上してたんでしょうか。ですね。今のところは、昨日の話も予算の中、やりくりの中でやっていくんだというだったと思うんですけども、もうこの時点で、当初の予算額というのは幾らだったんですか。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 休憩をお願いします。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前9時41分休憩

.....

午前9時44分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。予算の現在の額ということなんですけども、繰越予算でございまして、予算総額が1億4,867万3,000円です。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 課長、調べている1億4,867万3,000円を繰越しで予算計上してるわけですね。この間の時点では、10月の時点では、このウッドショックで建築資材が1.8倍以上も上がってきて、設計図面どおりにやれば予算額を超えるので、ここに書いて

ある昨日の資料見た、本来なかったらいけない合併処理浄化槽や、つけないとこの建物自体が機能できない照明器具なんかを外した分を契約したわけですね。それで請差を待って、今回請差が出てきたので、今回1,313万の分をやっていききたいと、こういうふうに言ってるわけですね。だとすれば、あとこれ1億2,900万を1億3,000万として、あと残りは1,400万近くあるわけですね。

昨日の説明では、今後の予定では220万ちょっとで済みそうだと、こういうふうに言ってるわけですね。だとすれば、当初、設計図面どおりにやったら1億4,000万を、予算を超えてくる金額だったんだけど、1億四千幾らのうち最終的には幾らになってくるということになるわけですか。この金額でいいわけですか。これで当初設計していたところを落とさなくてもできるということですか。

知りたいのは、直接工事費の今後の予定の外構工事では、予定よりも幾つか外して工事費を落とそうとしているわけですね。外構ではなくて、今の建物の中でそんなふうに削っても今回の変更理由以上な予算がつくということはないわけですか。あとは外構だけですか。それを知りたいんです。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 今回の変更契約で建築本体は全て完了となります。残すのは外構工事だけという具合になっています。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） それでは、確認ですけれども、予算が1億4,867万3,000円ありましたが、今回、契約を変更して1億2,973万5,100円、あと220万については金額が少ないから予定変更で、議会には出てきませんね。これが出てこないでしょう。これが最終になるわけですね。ということになるわけですね。とすれば、私たちとすればこの1億2,900万プラス220万の金額で建築総額になってくるというふうに理解していいわけですね。その確認です。

○議長（景山 浩君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） この昨日の全協の資料で全て足りるかということでございますけれども、その前にちょっと一つだけ、初日議決なもので少し皆さんにも周知していただきたいところあるんですが、1億4,867万3,000円、この工事予定額の中には、今、行っている設計監理費であるとか、備品工事費であるとか、そういったものも全て入っております。もともとの工事請負費として予定していた1億2,780万9,000円、これが1億4,867万3,

000円のうち、工事請負費としてこんだけが組まれていました。それをウッドショックによって大きく設計額が出るもんだから、その後に入札をさせていただいて競争原理が働いて、工事請差が出る中で先ほどの議論になるというところでございます。

昨日説明させていただいた外構工事の220万円で、あと全てが足りるかというところでございますが、昨日の資料にも書かせてもらっておりますけども、今後の予定の案というところでございます。現在、工事費のほうは余裕というものが全てありませんので、備品の発注を行った請差が出たものを財政上の手続を経て工事請負費のほうで使わせてもらう中で、外構工事のほうに充てたいという具合に考えたいと思っておりますので、この請差の額によっては現在の予定して220万に足らなくなった部分はまた別途議会のほうに御協議を願いたいと考えていますので、これが正直なところでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第83号、南さいはくサテライト拠点施設建築工事に関する変更契約の締結についてを採決いたします。

議案第83号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、可決されました。

日程第6 議案第84号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第84号、令和3年度南部町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。それでは、（第8号）の補正予算書のほうで御説明を申し上げます。

議案第 8 4 号

令和 3 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 3 年度南部町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 5 , 0 6 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 , 5 6 6 , 5 8 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 2 月 3 日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 3 年 1 2 月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

.....
そういたしますと、4 ページを御覧ください。下の段の歳出から御説明をいたします。3 款民生費、2 項児童福祉費、3 目児童手当でございます。7 , 5 0 6 万 3 , 0 0 0 円増額し、2 億 2 , 9 8 2 万 3 , 0 0 0 円といたします。これは新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、ゼロ歳から 1 8 歳までの児童を養育している年収 9 6 0 万円以上の世帯を除く子育て世帯に対し、今回、臨時の特別給付金対象児童 1 人当たり 5 万円を支給するための費用を計上させていただきました。

続いて、上段、歳入につきましては、1 4 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金でございます。子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金と事務費補助金で構成されています。歳出額と同額の 7 , 5 0 6 万 3 , 0 0 0 円を増額し、1 億 2 , 2 7 7 万 3 , 0 0 0 円とし、事業費と事務費合わせて全て全額国費で賄うことになります。

以上、私からは以上でございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2 点あります。クーポン券の発行の件と給付対象についてです。

1 点目のクーポン券の発行は、今回は 1 0 万のうち 5 万円の給付についての提案です。そのことについては、昨日の全員協議会で聞いてきました。

町長にお尋ねいたします。今回のこのコロナの影響を受けている子育て支援のための支給については、当初 1 0 万円って言ってたのが、5 万円をいわゆる現金、それであと 5 万円をクーポン

券等だと、こういうふうに言って、全国でもこのことについての是非が言われています。

私たちに入った資料によりますと、確定ではないんですけれども、市町村の事情によってはこのクーポン券を発行しないで、現金給付もあり得るというふうな国の方針も出ているというふう

に聞いているわけです。その確認は、昨日でしたでしょうか、今日でしたでしょうか、会で確認されているということなんですけれども、もし分かればどうなったかということを教えてほしいことと、そういう選択があった場合、町長はどうかという点です。クーポン券の発行については、現金給付より900億円以上も手数料がかかる問題、それから中抜けの問題とか指摘されているわけですね。そういう点から見れば、私は全国の知事会も市町村会もこぞってこういうやり方ではなく、出すのであれば給付で、現金給付行えということ言っていくほうがいいのではないかなと言わないといけないのではないかなと思っていますが、どう考えていますかという点が1点。

2つ目は、このコロナ禍で影響を受けているというのは子育て世代だけではなく、特に貧困層、困窮世帯には届かないのではないかなという批判もあります。私も全くそのとおりに思っているわけなんですけれども、生活困窮者とすれば、子供持ってる家庭だけではなくて、非正規で結婚できなくて単独で住んでいる人たち、深刻な状況も言われていることと、あと年金暮らし等は生活費のもろもろの高騰等で大変だという意見もあり、もしするのであれば生活困窮者というところに焦点当てて給付すべきではないかとも思うのですが、町長とすれば、町内の現状見てて、今回のこの子供への子育て世帯を対象とする給付金についてどのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。クーポンは選択肢で現金給付が可能かどうかというのは、私の知り得るところではそういう選択肢はないと思っていますけれども、今日も会議があるようですので、その辺りのところで明らかになると思います。しかし、もう国会が今月6日開会ですか、臨時国会の中でそのような議論が果たしてあるのかどうかというところを私も懐疑的に思っています。

そもそもが、この10万円が経済対策なのか、子育て対策なのかというところに課題があったんじゃないかなと思っています。子育て対策であれば、これは頂いた方が御自由に子育てのために貯蓄をして将来に使うということも選択の一つだろうと思いますし、そうではなくて経済対策であれば、やはり早く経済の中を回すという効果を期待すると。その中で、この結果として折衷案みたいな5万円と5万円のクーポンと現金ということになったがゆえに、これは何のための政策なのかが少し分かりにくくなったという具合に思ってます。

私ども自治体としては、国の施策として、まずはお金、現金で子育て対策として元はかけ声上がったわけですから、一日も早くお子様をお持ち、18歳までのお子様持って、先ほど言いました対象の方のところにできるだけ年内早くお届けをしたいという思いで、今回このように初日議決をお願いをするものでございます。

経済対策も大事ですし、子育て対策も大事、その中で折衷案になったんだろうと、このように思っています。これに対してよしあしというものは、いろいろな意見があると思いますので、町長としての答弁は控えさせていただきます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私がお聞きしておりますのは、言ったように今回、経済対策であり、子育て対策だっていうふうに変わってきたっていうのも、これは現実なんですけれども、本来やろうとしたのはコロナ禍で影響を受けているということだったものですから、おっしゃるように生活困窮されてるところに現金の給付ということが一番対策としてはいいだろうという判断だというふうに私は町長の考え方、そういうふうに理解したわけですね。だとすれば、町長は、市町村によっては現金給付も可とするっていうようなことが本当に話し合われたかどうか分からないというんです。

昨日の全協の中でも、担当課のほうでそういう考えも今の中にあるということで、それが実現するかどうか分からないんですけども、もしそれができるとすれば町長はどうなさるおつもりですか。私は今、そういうことと言えば現金給付がいいとほとんどの市町村が思っていると思うんで、職員も。クーポンなんかやられちゃったら、国がすることかもしれませんけども、要らんお金使うといけんことになる。そういうことと言えば、自治体の状況や住民の暮らしを一番よく知っている市町村長たちが声を上げて、もうクーポンなんかやめときなさいということを言っていないといけないのではないかとということと、経済対策と子育て対策をごちゃ混ぜにするのではなく、コロナ禍というのであれば経済対策を、私は子育てに現金給付が行くことも賛成ですけども、経済対策というのであれば本当に困っているところに行くような手だてを打つべきだって、この2つをしっかりと国に言うべきではありませんか。どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。経済対策であればやはり一定の期間内に効果を上げるという効果としてクーポンは確かにコストがかかります。コストがかかるということが一番、全体の皆様の税金の国の使い方としてそういうやり方しか、今の選択肢の中でデジタルが限定的な中では仕方がないなという思いはありますけれども、しかし、前回の10万円の配付の中で7

0%が貯蓄に回ったという反省も含めて、今回のクーポンという選択が出たのではないかと、このように思います。そういう見方からすれば、南部町内への経済波及というものが、短期間の中で5万円分が波及するということは、南部町というかこの全体ですね、子育てクーポンの可能性というものを否定はできないと、このように思っているところです。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 3番、荊尾芳之です。対象者ですけれども、この給付金の対象者18歳未満ですが、新生児ということで、これから生まれてくる子供さんも対象になるということで昨日ちょっと伺ったんですが、令和4年の3月31日までに生まれた子供さんが対象なのか、令和4年の4月1日までに生まれた子供さんが対象なのか、ちょっとその辺の確認をしたいなと。学年といいますか、同級生といいますね、そういう世界でいうと4月1日まで生まれた子供さんというのが同学年になるわけですからけれども、どうでしょうか。ちょっとその辺お願いできませんか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。令和4年3月31日までにお生まれになった方だと把握しております。

○議長（景山 浩君） 3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） それは国の制度としてそういうことだということですね。ごめんなさい、前回、あの10万円の臨時給付金のときも同じことを言ったんですけど、基準日が4月の28日とか中途半端なときだったんですけども、結果的に町費で翌年の4月1日までに生まれた子供さんは10万円の対象になったというふうに記憶してるんですよ、たしか。なので、今回、国の補助対象としては3月31日までに生まれた方かもしれませんが、4月1日に生まれた子供さんについても、予算が単町費でも対応すべきではないかと思いますが、町長、いかがお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。同級生という概念を生まれてきた子供の中に入れるのかどうかということですので、もうしばらく時間がありますし、この考え方については全国どこの自治体もお考え、悩まされるところだと思いますので、その辺りところを十分に参考にしながら、南部町だけするだとか、南部町だけしないだとか、そういうことでなくて、その同級生の概念を本当にそこに入れるべきなのか。今はあくまでも予算として、3月31日には予算なわけ

ですから、その予算という概念で取ってるわけです。ですから、4月の1日に生まれた子供に配付するということであれば、当然生まれた後の実態を見ながらやることですので、新年度予算の中で組むということになると思います、実行日が違いますんでね。生まれてない子供の予算を執行することは令和3年度の中の事業でできませんので、まだ少し時間がありますので、その考え方や根底に流れる理念や思想もあると思います。その辺りのところも整理しながら、配慮できるところは配慮する、配慮する必要はないと思われるところは配慮しない、まだ今、ここでは決めかねてるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 3番、荊尾芳之君。

○議員（3番 荊尾 芳之君） 成人式もありますけど、同級生というのは大事なものだという理解をしております。そういう考え方もあるということです、横並びではなく南部町として、町長の考えでぜひ御検討いただきたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 議長より御注意を申し上げます。一般質問のような意見を述べる場ではございませんので、質疑に徹していただきますようお願いをいたします。

ほかに質疑はありませんか。

8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 8番、三鴨です。質疑ということで、ちょっと細かい話ですが、本日採決ですので確認させてください。

昨日頂いた資料の中で、申請書を直接送って出していただくというやり方でいくんだということですが、申請書を直接送付する場合とお知らせ通知という場合とあるようでして、何が心配なかっていうと、補助金でも支援金でもこの制度を知らなかったから申請してなかった、自分は該当するかしてないか分からなかった、そういうようなことがあってはならないと思いますので、こういう申請書を直接該当者に送って出していただく、お知らせだけしていくなんていうのがちょっと理解に苦しむので、そういった申請漏れがないような、全ての該当の方に漏れがないような方向でお知らせできるのか、申請書を届けれるのか。漏れがないようにしていただきたいということで確認させてください。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。お知らせをお送りする方というのは、拒否の意思表示をされない限りはこちらのほうから支給をする該当の方でございます。お知らせをした段階で受け取りませんという意思表示があれば支給はしませんが、拒否の意思表示がなければ必ずお振込をします。そういう方にはお知らせのみをお送りします。申請が必要な

方というのは、現在児童手当の受給者になっておられない方ですので、こちらのほうで申請をいただいた上で所得の判定をさせていただいて、支給可能な範囲内の方であれば支給をするという形になりますので、申請書を同封させていただくということで、申請が必要だなという御理解をいただければと思っております。

○議長（景山 浩君） 8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 最終的にちょっと該当者の方が漏れるということは、申請書が行かなかったということがあり得るのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。実際の手続の問題ですが、該当となる方というのは9月30日時点の方が対象になりますので、10月以降に町外に転出された方であっても、南部町のほうからお支払いをするという格好になりますので、既にお生まれになっている方については、住民基本台帳のほうで確実に把握ができていると認識しております。今後お生まれになる方については、窓口のほうで出生届とか児童手当の認定の際に漏れなく御案内ができるように注意してまいりたいと考えております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

6番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） 6番、長束です。ちょっとお聞きしますが、この先ほど説明があった申請書を送付して受け取り拒否の確認というお話ですが、この所得制限を設けてその方にお送りするのに受け取り拒否をされる方がおられるということ、この前提は何でしょうか。なぜそういう制約というか、条項を設けておるのかちょっとお聞きします。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。令和2年の子育て世帯の臨時給付金のときもだったんですが、お支払いしますよという通知をすることによって贈与の契約が成立するという考えだそうでして、贈与しますよというお知らせをしたんですが、受け取りませんということを言われたときのみお支払いはしないということになっているようです。

○議長（景山 浩君） 6番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） 長束です。贈与というその理解が、支給する子育て支援給付金が贈与という扱いなんですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 国から贈与するということだそうです。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第 8 4 号、令和 3 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）を採決いたします。

議案第 8 4 号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

ここで休憩を行いたいと思います。再開は 1 0 時半といたします。

午前 1 0 時 1 4 分休憩

.....
午前 1 0 時 3 0 分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

.....
日程第 7 議案第 8 5 号 から 日程第 3 4 議案第 1 1 2 号

○議長（景山 浩君） お諮りします。この際、日程第 7、議案第 8 5 号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてから、日程第 3 4、議案第 1 1 2 号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議についてまでを一括して提案説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 7、議案第 8 5 号から日程第 3 4、議案第 1 1 2 号までを一括して提案説明といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書 3 ページをお願いします。議案第 8 5 号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは全世代対応型の社会保障制度を構築するため、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴って地方税法が一部改正され、国民健康保険税について子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、子供に係る被保険者均等割額の減額措置が導入されるため、条例の一部を改正しようとするものです。具体的には、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に未就学児被保険者がいる場合、未就学児被保険者の均等割額を5割減額します。当該世帯が低所得者の軽減を受けている場合は、軽減後の額の5割をさらに減額するものです。その他、規定の明確化、不要な規定の削除等を併せて行います。

この条例の施行は、公布の日からとしております。ただし、被保険者均等割額の減額措置に係る部分については、令和4年4月1日施行とし、令和4年度以降の国民健康保険税について適用することとします。

以上、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

6ページをお願いします。議案第86号、南部町国民健康保険条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、産科医療補償制度が見直されること等を踏まえ、出産育児一時金等の支給額の内訳を見直すため、条例の一部改正を行おうとするものです。健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金の支給額については、産科医療補償制度の掛金の見直しを踏まえて、現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げられます。また、産科医療補償制度の掛金は1万6,000円から1万2,000円に引き下げられます。これらにより支給額の内訳は見直されますが、支給総額の42万円は維持されるものです。

以上により、条例において規定している出産育児一時金の額を40万4,000円から40万8,000円に改正するものです。また、産科医療補償制度の掛金分として支給する額については、南部町国民健康保険給付規則で定めているため、条例改正と併せて規則改正を行う予定でございます。

この条例は、令和4年1月1日から施行し、施行日の前日までに出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給額については、なお従前の例によることとします。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

8ページでございます。議案第87号、南部町バンガロー条例の一部改正について。

次のとおり南部町バンガロー条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは施設の対応に応じた名称に変更し、誘客を増進するとともに、2 番館、リノベーションの完了に併せて現状に即した利用料金を改正するため、条例の一部改正を行おうとするものです。具体的には、施設名を南部町バンガローから南部町コテージと改め、条例の題名のほか必要な改正を行います。

次に、利用料金を規定している別表について、リノベーションを完了した2 番館とそれ以外の1 番館及び3 番館から7 番館までのそれぞれを規定します。1 番館及び3 番館から7 番館まではこれまでどおり1 棟貸しとし、5 人以上は1 人増すごとに追加の料金を頂きます。2 番館につきましては、利用人数に応じて1 人当たりの料金を規定しております。別表には基準額を規定することとし、当該金額に0.5 から1.5 を乗じて得た額の範囲内で指定管理者が町長の承認を得て定める額を利用料金とします。

この条例は、令和4 年1 月1 日からの施行とし、施行日以降の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例によることとしております。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

11 ページをお願いします。議案第88 号から議案第103 号までは公の施設の指定管理者の指定についての議案でございます。11 月16 日に指定管理候補者選定委員会を開催し、審査をいただき、このたび議案として提案をさせていただくものでございます。

11 ページです。議案第88 号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244 条の2 第6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場。指定管理者となる団体は、株式会社スマイルキューブ。指定の期間は、令和4 年4 月1 日から令和7 年3 月31 日まででございます。

続きまして、12 ページでございます。議案第89 号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244 条の2 第6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町農林体験実習館。指定管理者となる団体は、株式会社スマイルキューブ。指定の期間は、令和4 年4 月1 日から令和7 年3 月31 日まででございます。

続きまして、13 ページです。議案第90 号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244 条の2 第6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町自然休暇村管理センター緑水園。指定管理者となる団体は、株式会社緑水園。指定の期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日まででございます。

続きまして、１４ページでございます。議案第９１号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町林業者等休養福祉施設。指定管理者となる団体は、株式会社緑水園。指定の期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日まででございます。

続きまして、１５ページです。議案第９２号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町健康増進施設レークサイドアリーナ。指定管理者となる団体は、株式会社緑水園。指定の期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日まででございます。

続きまして、１６ページ、議案第９３号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町緑水湖教育文化施設。指定管理者となる団体は、株式会社緑水園。指定の期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日まででございます。

続きまして、１７ページでございます。議案第９４号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町バンガロー。指定管理者となる団体は、株式会社緑水園。指定の期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日まででございます。

続きまして、１８ページでございます。議案第９５号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町地域農産物加工施設えぶろん。指定管理者となる団体は、あいみ富有の里地域振興協議会。指定の期間は、令和４年４月１日から令和７年３月３１日まででございます。

続きまして。１９ページでございます。議案第９６号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第２４４条の２第６項

の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、つくし保育園。指定管理者となる団体は、社会福祉法人伯耆の国。指定の期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日まででございます。

続きまして、20ページでございます。議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、さくら保育園。指定管理者となる団体は、社会福祉法人伯耆の国。指定の期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日まででございます。

続きまして、21ページでございます。議案第98号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町立法勝寺児童館。指定管理者となる団体は、公益社団法人青年海外協力協会。指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

続きまして、22ページでございます。議案第99号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町立ふるさと交流センター。指定管理者となる団体は、天津地域振興協議会。指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

続きまして、23ページでございます。議案第100号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町立おおくに田園スクエア。指定管理者となる団体は、大国地域振興協議会。指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

続きまして、24ページでございます。議案第101号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町民おおくに農山村広場。指定管理者となる団体は、大国地域振興協議会。指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

続きまして、25ページでございます。議案第102号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町民おおくにコミュニティ運動施設。指定管理者となる団体は、大國地域振興協議会。指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

続きまして、26ページ、議案第103号、公の施設の指定管理者の指定について。

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の名称は、南部町総合福祉センター「しあわせ」。指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人南部町総合型地域スポーツクラブ。指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日まででございます。

以上、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。そういたしますと、補正予算書（第9号）で御説明を申し上げます。

議案第104号

令和3年度南部町一般会計補正予算（第9号）

令和3年度南部町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224,622千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,791,207千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年12月 3日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

.....

そういたしますと、5ページを御覧ください。債務負担行為の補正でございます。1、追加についてです。まず、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為でございます。期間は、令和4年度。限度額は、当該事業ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額といたします。

次に、令和3年度から令和4年度の期間に業務を行うものについてでございます。南部町広報誌印刷製本業務278万9,000円、コロナワクチン集団接種会場駐車場警備委託130万8,000円、コロナワクチン集団接種会場備品レンタル一式146万3,000円、コロナワクチン送迎委託165万円、コロナワクチン予約システム委託132万円となります。

続いて、令和4年度に行うものでございます。コロナワクチン集団接種及び薬剤管理委託42万6,000円でございます。

次からの16件につきましては、全て指定管理に係るものでございます。南部町立さくら保育園及びつくし保育園指定管理料については、令和4年度から令和13年度までの10年間。南部町総合福祉センター「しあわせ」指定管理料につきましては、令和4年度から令和8年度までの5年間。それ以外につきましては、令和4年度から令和6年度までの3年間となります。限度額は、南部町立さくら保育園及びつくし保育園指定管理料については、保育の実施に関する業務及び施設の管理運営に要する経費となります。南部町自然休養村管理センター、それから緑水園指定管理料及び南部町林業者等休養福祉施設指定管理料合わせまして5,400万円、南部町健康増進施設レークサイドアリーナ指定管理料195万9,000円、南部町緑水湖教育文化施設「研修館」指定管理料54万円。

6ページをお願いします。南部町バンガロー指定管理料350万1,000円、南部町立おおくに田園スクエア指定管理料、併せて南部町民おおくに農山村広場指定管理料及び南部町民おおくにコミュニティ運動施設指定管理料合わせまして1,020万円、南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場指定管理料及び南部町農林体験実習館指定管理料合わせまして855万円、南部町地域農産物加工施設えぶろん指定管理料420万円、南部町立ふるさと交流センター指定管理料1,182万円、南部町立法勝寺児童館指定管理料3,238万5,000円、南部町総合福祉センター「しあわせ」指定管理料1億4,500万円。限度額合計といたしまして、2億8,

4 9 1 万 1, 0 0 0 円をお願いするものでございます。

7 ページをお願いします。第 3 表、地方債補正でございます。1、変更でございます。起債の目的は、農業用施設災害復旧事業（補助）、限度額を 1, 8 9 0 万円。農業用施設災害復旧事業（単独）、限度額を 2, 1 9 0 万円。道路橋梁災害復旧事業（補助）、限度額を 6, 1 6 0 万円。河川災害復旧事業（補助）、限度額を 5 0 0 万円へそれぞれ変更いたします。起債の方法、利率、償還の方法は、従前のとおりでございます。

それでは、まず、歳出予算から御説明いたします。1 4 ページを御覧ください。主なものを説明してまいります。人件費に関するものにつきましては、後ほど給与費明細書で御説明をいたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、8 目基金管理費でございます。2 7 9 万 1, 0 0 0 円を増額し、1 億 8 9 2 万円とするものでございます。これにつきましてはがんばれふるさと寄付金の寄附額の増が見込まれるといったところで、事業に要する返礼品の経費の不足見込額を増額をお願いするものでございます。

9 目企画費でございます。1 8 4 万 7, 0 0 0 円増額し、4 億 5, 6 9 7 万 3, 0 0 0 円といたします。これは公共交通対策事業については、丸合西伯店敷地内のバス停を移設するための経費、老朽危険家屋等対策事業につきましては、危険度が増した家屋について緊急安全措置を講ずるための経費となります。

1 5 ページをお願いします。1 3 目諸費でございます。1, 6 4 6 万 1, 0 0 0 円増額し、2, 2 4 8 万 1, 0 0 0 円といたします。これは各事業実績による補助金の額が確定したための償還金となります。

1 6 ページをお願いします。3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目障がい者福祉費でございます。1 0 0 万円増額し、3 億 8, 7 5 3 万 6, 0 0 0 円とするものです。これは心身障がい者医療費助成が増加しており、予算が不足すると見込まれるため、所要額の増額をお願いするものでございます。

7 目少子化対策費は 1 5 0 万円増額し、1, 5 1 0 万 9, 0 0 0 円とするものです。これは新たに起業する事業者に対し、起業促進奨励金の申請数及び見込数が増加するといったもので、それに対応するためのものでございます。

同じく民生費、2 項児童福祉費、2 目児童措置費でございます。1, 2 7 9 万 5, 0 0 0 円増額し、5, 5 0 8 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。児童措置事務費につきましては、転入者の増加により広域入所が増えたことによる委託料の増、幼児教育保育無償化事業につきまし

ては、町外通園者の増加による負担金等の増、障がい児通所支援事業につきましては、サービス利用日数の増によるものとなります。

17ページをお願いします。3目児童手当は165万6,000円増額し、2億3,147万9,000円といたします。これにつきましては児童手当の制度改正が来年度行われます。それに伴いますシステム改修の経費となります。

5目保育園費は、445万円減額の5億1,088万円といたします。これにつきましては人件費等の減額が主なものでございますが、新たに新規事業といたしまして、保育所あり方検討事業を行うための委員の報償費を計上しています。

18ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予備費は2,059万7,000円増額し、1億5,762万3,000円といたします。これは新型コロナワクチン接種体制確保事業といたしまして、今年度行います3回目の接種に係る経費を計上しています。

3目健康増進費は、210万1,000円増の4,897万2,000円といたします。がん征圧事業のシステム改修に要する経費となります。

19ページをお願いします。同じく4款衛生費、4項病院費、1目病院費は、8,859万5,000円増の5億9,145万円といたします。これは地方交付税等の確定によります西伯病院への補助の増額分ということになります。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費でございます。659万1,000円減額し、1億6,800万2,000円とするものです。これは多面的機能支払交付金事業では国の交付金の配分額の確定による減、農林業基盤整備補助金交付事業ではため池廃止のための開削工事費の増が主なものとなります。

飛びます。23ページをお願いします。9款教育費、4項社会教育費、5目図書館費は、338万8,000円減額の5,205万円といたします。これにつきましては図書館施設管理等運営事業のＩＣタグ機器の保守料の減額によるものでございます。

続いて、10款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2目農業用施設災害復旧費は3,660万円増額し、1億2,830万2,000円といたします。これは被災したため池の底樋の復旧に当たるための増額補正となります。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費は4,625万円増額し、3億195万円といたします。これは詳細設計により不足の所要額をお願いするものでございます。

24ページをお願いします。2目河川災害復旧費は920万増額し、2,070万円とするものでございます。これにつきましても先ほどと同様、詳細設計による不足の所要額を増額をお願い

いするものでございます。

続いて、歳入の予算を御説明いたします。10ページをお願いします。主なものを説明してまいります。10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税でございます。8,859万5,000円増額し、33億6,559万5,000円といたします。これは歳出側の病院事業に補助する地方交付税の額の確定による増額となります。これつきましては歳入歳出同額となります。

12款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金は、450万円増額の1,710万円となります。これにつきましては歳出側のため池の増工に対しての地元負担分ということになります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金です。626万1,000円増額し、4億2,645万9,000円とするものです。これは障がい児通所給付費等国庫負担金の増、子どものための教育・保育給付費負担金の令和2年度実績による追加交付分の増額となります。

2目衛生費国庫負担金は334万6,000円増額し、4,718万3,000円といたします。これは新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金となります。本年度行います3回目の接種に係る経費となります。

関連いたします。2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金1,823万2,000円増額し、6,493万7,000円とするものと、併せて10割国が負担するものとなります。

少し戻っていただきまして、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金は3,698万5,000円増額し、1億3,363万3,000円といたします。道路橋梁及び河川災害復旧に伴います国の負担分となります。

11ページをお願いします。15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金でございます。472万3,000円を増額し、2億37万2,000円とするものです。これは歳出予算の障がい児通所給付費、子どものための教育・保育給付費等の県の補助金分となります。

2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は540万3,000円減額し、1億7,960万2,000円となります。これにつきましては歳出側の多面的機能支払交付金の配分決定の額の確定によりまして減額されました。これと次のページの鳥取県しっかり守る農林基盤交付金（緊急対応分）については、ため池を開削するための県の補助金となります。

12ページをお願いします。7目災害復旧費補助金は1,950万円増額し、9,890万5,000円といたします。これにつきましては農業用施設の災害復旧事業に対する県の補助金ということになります。

次のページにかけまして、20款諸収入、5項雑入、5目雑入につきましては、1,851万7,000円増額し、9,132万2,000円といたします。これにつきましては各事業実績による返還金ということになります。

21款町債、1項町債、7目災害復旧事業債は2,880万円増額し、2億7,420万円といたします。これは冒頭、第3表、地方債補正の変更で御提案いたしました農業用施設及び公共土木施設災害復旧事業への起債分ということになります。

次に、25ページをお願いします。給与費の明細書をつけています。特別職の給与費、共済費の比較でございます。下段の比較を御覧ください。その他の特別職、学校医の報酬でございますが、36万円の増となります。

次に、26ページでございます。一般職の給与費についてでございます。（1）統括でございます。比較を御覧ください。給料が625万8,000円の減、職員手当が53万7,000円の増、共済費を合わせて400万1,000円の減となります。

大きなところは27ページ、アの会計年度任用職員以外の職員の中段辺り、職員手当の内訳の時間外勤務手当について、比較で269万1,000円の増とありますけれども、これにつきましては新型コロナウイルスワクチン接種のための動員をいたしました。そのときの時間外勤務分となります。その他の会計年度任用職員を含めた変更については、実績によるものとなります。

次のページには給料及び職員手当の増減額の明細について記載しております。お読み取りをいただきたいと思います。

最後に、29ページでございます。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせまして、66億4,197万8,000円となる見込みでございます。

以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。それでは、国民健康保険事業特別会計の予算書のほうを御覧ください。

.....
議案第105号

令和3年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和3年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところに

よる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和3年12月 3日

提出 南部町長 陶山 清 孝

令和3年12月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

.....
では、はぐっていただきまして、2ページでございます。第1表、債務負担行為。事項、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為。期間は令和4年度で、限度額は当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額でございます。

以上、御審議よろしく願いいたします。

続きまして、議案第106号、令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

.....
議案第106号

令和3年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和3年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和3年12月 3日

提出 南部町長 陶山 清 孝

令和3年12月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

.....
はぐっていただきまして、2ページ、第1表、債務負担行為。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出

負担行為。期間は、令和４年度。限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額でございます。

以上、御審議よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。議案第１０７号について御説明いたします。

.....

議案第１０７号

令和３年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）

令和３年度南部町の農業集落排水事業特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条 地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表 債務負担行為」による。

令和３年１２月 ３日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和３年１２月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

.....

めくっていただきまして、２ページをお願いいたします。第１表、債務負担行為でございます。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為でございます。期間は令和４年度で、限度額は当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額でございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第１０８号でございます。

.....

議案第１０８号

令和３年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第３号）

令和３年度南部町の浄化槽整備事業特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和3年12月 3日

提出 南部町長 陶山 清孝

令和3年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

2ページをお願いいたします。第1表、債務負担行為でございます。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為でございます。期間は令和4年度で、限度額は当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第109号でございます。

.....

議案第109号

令和3年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度南部町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和3年12月 3日

提出 南部町長 陶山 清孝

令和3年12月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

2ページをお願いいたします。第1表、債務負担行為でございます。事項は、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為でございます。期間は、令和4年度。限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額でございます。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、芝田卓巳君。

○町民生活課長（芝田 卓巳君） 町民生活課長です。議案第 1 1 0 号でございます。

.....
議案第 1 1 0 号

令和 3 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度南部町の太陽光発電事業特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 3 年 1 2 月 3 日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和 3 年 1 2 月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

.....
初めに、3 ページをお願いいたします。第 2 表、債務負担行為。事項、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為。期間は、令和 4 年度。限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額でございます。

続きまして、4 ページをお願いいたします。歳出のほうでございますが、このたびの補正は維持管理費の積立金と公課費の組替えによるものでございます。補正額はゼロ円で、合計が 2, 4 4 1 万 2, 0 0 0 円としております。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者でございます。別冊、令和 3 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）をお願いいたします。

1 ページを御覧ください。議案第 1 1 1 号、令和 3 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2

号)。

総則。第1条、令和3年度南部町病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目。収入。第1款病院事業収益、補正予定額5,709万円を増額し、24億9,402万2,000円とするものでございます。その内訳ですが、第2項医業外収益を増額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出。第3条、予算第4条に定めた本文括弧書きを、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1,857万7,000円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。)に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

科目。収入。第1款資本的収入、補正予定額4,180万7,000円を増額し、4億4,773万7,000円とするものでございます。その内訳でございますが、第1項補助金に対しまして補正予定額6,710万3,000円を増額し、第2項企業債に対しまして補正予定額2,529万6,000円を減額するものでございます。

2ページを御覧ください。債務負担行為でございます。第4条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項、2つございます。1つ目、事項、翌年度当初から発生する恒常的な工事または製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、業務の委託及び団体等への補助金の交付に要する経費であって、前年度中に契約を締結する必要の生じるものについての支出負担行為。期間、令和4年度。限度額は、当該事項ごとに翌年度の当初予算額として議決を得た額でございます。2つ目でございますが、医療材料管理委託、期間は令和4年度から令和6年度でございます。限度額792万円でございます。

次に、企業債でございます。第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。起債の目的、医療機器等整備事業。補正前でございますが、限度額3億5,041万5,000円。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。補正後、限度額を3億2,511万9,000円に減ずるものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

8ページを御覧ください。令和3年度南部町病院事業会計補正予算(第2号)見積書でございます。まず、収益的収入及び支出。収入。款1、病院事業収益、項目2、医業外収益、補正額5,709万円を増額し、6億30万5,000円とするものでございます。その内訳でございます

が、2、他会計補助金でございます。右の説明の欄、一つは補助金、これはコロナ病床、入院病床の確保事業。コロナ入院のために病床を確保する補助金でございます。979万2,000円。2つ目、ワクチンの個別接種を促進するための補助金でございます。51万円。3つ目、3年度の交付税確定に伴う収益収入分でございます。交付税、町補助金4,678万8,000円でございます。以上によりまして、病院事業収益、収入合計、補正額5,709万円を増額し、24億9,402万2,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出。収入。款1、資本的収入。項目1、補助金でございます。補正額6,710万3,000円を増額し、1億2,261万8,000円とするものでございます。その内訳でございますが、1、補助金、右の説明のところでございます。一つは、僻地拠点病院指定によりまして申請しておりました医療施設等設備整備費……（サイレン吹鳴）申請が認められました県の補助金でございます。2,529万6,000円。もう一つは、令和3年度交付税確定に伴う資本的収入分でございます。町の補助金4,180万7,000円でございます。

次に、2、企業債。先ほどの件の補助金に見合う金額を企業債から減額いたします。補正額2,529万6,000円を減額し、3億2,511万9,000円とするものでございます。内訳は企業債でございます。以上、資本的収入合計、補正額4,180万7,000円を増額し、4億4,773万7,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。令和3年度南部町病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書でございます。令和3年4月1日から令和4年3月31日までを示しております。一番下、資金期末残高、これは令和4年3月31日時点でございますが、1億5,192万2,000円を予定するものでございます。

6ページを御覧ください。令和3年度南部町病院事業会計予定貸借対照表でございます。これは令和4年3月31日時点でございます。資産の部。1、固定資産、2、流動資産合わせまして、右の一番下でございますが、38億4,706万2,000円を予定してございます。

7ページを御覧ください。負債の部。4、固定負債、5、流動負債、6、繰延べ収益合わせまして、右の列中ほどでございますが、負債合計36億5,560万4,000円でございます。

資本の部。7、資本金、8、剰余金合わせまして、右の下から2行目でございますが、資本合計1億9,145万8,000円。負債資本合計、一番下でございます。38億4,706万2,000円を予定してございます。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書の28ページをお願いいたします。議案第112号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議についてです。

鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関し地方自治法第289条の規定により、次の協議書のとおり協議し定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

これは令和3年度末をもってうなばら荘が廃止されることに伴い、当該施設に係る財産処分に関し、地方自治法の規定により関係地方公共団体と協議の上定めることについて、議会の議決を求めるものです。

協議書の内容は、うなばら荘に係る土地については日吉津村に譲与し、建物及び備品については別紙財産処分に関する調書記載の法人へ譲渡し、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘基金に属する現金については、構成市町村に配分するものとなっております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑は、会議規則第54条に規定するとおり、疑問点のみについて簡明に行ってください。

また、個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うことになりますので、総括的な質疑をお願いいたします。

議案第85号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この議案第85号の保険税条例の一部改正は、6歳未満児の均等割を半額にするという内容だという説明を受けました。

そこで町長にお伺いします。今回、均等割を6歳未満児に半額にしてくるということは、国がいわゆる均等割で収入もない子供たちに課すことについての一定の配慮だというふうに考えているんですが、町長はこの6歳、子供というのは15歳、18歳ですよね、この6歳未満児までを均等割を半額にするという根拠は何だというふうにお考えでしょうか。

それと、このいわゆる人頭割等については、全国では子供たちの人頭割をなくそうというところで動いているところもあります。恐らくこの国民健康保険税条例の一部改正で行う今回の未満児の均等割の半額というのは全額国庫負担になってくるわけですよね。そのこともお聞きしたいと思うのですが、そういう意味でいえば、趣旨から考えれば子供たちをもう少し幅広く捉えて減

額する方法、ないしは半額の上に町独自でも上乗せをして全額見るといようなことはできないのかということについて、町長にお伺いしておきます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。子供たちの概念からすれば、子育て世帯の負担を考えた場合に、もっと幅広くというのは私も同感でございます。しかし、一方で、全世代型社会保障という課題の中で、一体誰が負担をしていくのかという根本議論がまだ不十分だと思っています。今後、来年に向けて新内閣の一番の課題はこういう医療であったり、この医療や介護、この社会保障制度をどう構築し直すのかということが一番の課題になろうと思っています。

その中で、今、議員のおっしゃったようななどの世代までをどのように手厚く援助していくのか、これまで高齢者に偏ってた社会保障という概念を全世代に向けてどう配分していくのか、そしてその負担は一体どうするのかということが御議論されると思っています。その中で、市町村がどの位置を、足りないところを皆さんの御理解いただきながらさらに付加的なサービスにしていくのかということになろうと思っています。その全世代の国の議論の行方をしっかりと確認していきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 国民保険税条例というのは、税の条例をつくって国民保険税の一部を住民に負担させていくための条例ですので、私たちとすれば住民にどれぐらいの負担軽減になって、幾ら負担増になるのかということが一番の論議されんといけんところやと思っているんです。

そういう意味でいえば、今回の分は6歳未満児の均等割半額にしていくということについては、中身については、私は前回よりも改善されてくるからいいことだと思うのですが、町長もおっしゃるように限定を、6歳未満児までに限定することに、もっと広げればいいのではないかと思いますのであればそれをしっかりと国に言っていたきたいということと、それを町内でも実施していただきたいということについて、見守るだけではなくて、この税条例をつくる責任は町長にあるのですから、そこで住民の国保の負担割合、負担増を見ながら町独自で対応するということは考えないわけですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。骨格となる社会保障自体が非常に負担と需給のバランスの中が崩れているというところに原因があるわけですし、町がその中で少々の小細工というのは失礼かもしれませんが、したところでその効果というのは非常に限定的ですし、それか

ら持続性がないと思っています。したがって、国の制度を今変えようとしているその中で、その議論をしっかりと今は見守る時期ではないかと、このように思ってます。多分というか、間違いなく令和4年の中でそういう議論が展開されることを期待してるところです。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、私は今、国のことを話しているわけではなくて、国の全世代型の社会保障についてもいろんな意見があるわけですね。町村でどうするかという、こういうふうに町で税を決めることも国の施策の背景にあるということよく分かるんですけども、例えば持続的でないということは分かりますが、限定的だっていうの当たり前で、町で行うんですからね。

そういう意味でいえば、町長は国や県のこと考えると同時に、町民に対してどうかというこのスタンスは取り入れないということですか。何に対してもそう思っているんですけども、そういう意味でいえば、今回の上乗せ策を考えられたらどうかと。おっしゃってるように国保税高いわけですね。子育て世代の応援、それも兼ねてこの機会に国がしてくるときに町がその上乗せをすると。これは少子化対策にとっても有効であると考えるんですけど、どうでしょうか。そういう案は出てきませんか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。全世代型を片方で見ながら、もう一方で令和3年に国保税の賦課に対する考え方を改正しました。そのすぐ後にまたこの議論もあったわけです。子供たちの家族が、大きな世帯が負担が大きいというのは、これはやはり問題があるんじゃないかと。しかし、そのことを一気に改善するような運びにすれば、また議論が落ち着かなくなるということをもって、皆さんの結論が今回の国保税の変更に繋がったという具合に思っています。

総枠の中で先ほどから申し上げていますとおり、子供たちをたくさん持っておられる御家族が国保税をたくさん負担するというのは、今のこの社会情勢の中で私も不合理だと思います。子育てをしていただくためにいろんなところで支援をしている片方で、この国民健康保険を維持するために子供さんの頭に負担金を乗せるようなことは非常に不合理だと思ってます。全体の中で考えれば、これは改善しなくちゃいけないことだと私も思っていますけども、南部町の中で個別にそのことを議論をしていく必要もありますけれども、今は国の社会保障制度の在り方を検討する時期だろうと思っています。その検討が全く進まないのであれば町の中で考えていく必要があると思いますけども、現時点ではもう考えざるを得ない時点に来てると、このように思っていますので、その行方をしっかりと見極めていきたいと、こう思ってます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 8 6 号、南部町国民健康保険条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 8 7 号、南部町バンガロー条例の一部改正について、質疑はありませんか。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回のバンガロー条例の一部改正は、2 番館のリノベーションに伴ってのいわゆる料金変更が出てきています。その料金変更の対象になっている 2 番館についての質疑です。

町長、年度途中のバンガローをリノベーションしたいということでして約 1, 5 0 0 万、現状どれぐらい使ったのか知りませんが、そういうことをコロナの対策費用を使ってやってきました。これは当初、町長の説明のときにも指摘させていただいたんですけれども、どれだけ需要があるとか、住民とかそこに聞かないで、やはりどうしても私たちとすれば否めないのは、町長の頭の中には業者さんとお話があって、もうそこでの話で、何とかこれを進めてくれという感じで補正予算、臨時議会で話をされたんですね。

ところが、2 番館を 1 つ直して金額を設定したとしても、あと 6 つをどうするのかという問題が出てくるのと同時に、今度の指定管理のところで言いたいと思うんですけれども、このバンガローやその一帯、緑水園周辺をどのような目的で、どんなふうに変えていこうとしてるのかというのが見えないんですよ。続く、私たちとすれば、この 2 番館のもし成績がよければ全部直そうか、1, 5 0 0 万かかった掛ける 6 ということで出てくるかも分からないんです。お金が動くわけですね。周辺の整備もしないといけない。そういう中から出てきた非常に唐突な在り方ではないか。この指摘と、そのお金をコロナ対策費を使ったことは……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員……。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、どう考えていますか。

○議長（景山 浩君） 質疑に徹してください。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今後どうするのかという御質問にお答えしたいと思います。

この考え方としてコロナ対策費を今回使わせていただきました。その経過につきましてはこれまで説明したとおり、コロナの中でバンガローに対しての要望が非常に急激に増えた、それも県外からのお声もあったということを加味すれば、やはりああいう貸別荘的な要素を持ったニーズというのは、コロナの感染拡大の中では非常に求められているものだろうと、このように思いました。

それで、利用としてはコロナの対策費を使ったという考え方でひとまず御理解いただけたと思いますけど、今後については、今、多様な皆さんからの、利用していただいてアンケートを取っています。その中で皆さんの志向がどの辺りにあるのかということをはっきりと見極めたいと思っています。そして、その志向がもし今こういう、もう少し少ない人数を目標にしたこういうコテージというものにニーズがあるのであれば、今後その拡張、修繕というものについての御議論をまた議会のほうにはお諮りしたいと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長はこれを提案なさるときに緑水園周辺一帯の計画を出すと言ったんですよ。今後考えていくと言ったんです。今のお話はリノベーションした2番館がよければ、次、需要があるからやっていくというんですけれども、この、仮に一つのバンガローを幾つか直して収益が町や緑水園運営にとってどのようになっていくのか、どんなふうにあっこをしようとしてるのかというのが見えてこない。これはやはり町が責任あることだと思うんですよ。計画をどうしていくのかということ出さないといけない。ただ、需要があるだけでやりましょうかというのではあまりにも唐突過ぎると思うんですけれども、町長が自ら言われた計画というのはいつ出されるわけですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。担当課のほうでもそのことを検討してと思っていますので、時期をこの議場の中で私のほうから今申し上げられませんが、少なくとも令和4年中にはそのような計画を皆さんにお示しし議論したいと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第88号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町ふれあい広場緑水湖オートキャンプ場）、質疑はありませんか。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 細田です。議案の88号から一つ一つ言えばいいですけど、同じ

内容ですので十把一からげといえおかしいですけど、総括的にこの指定管理についてちょっと伺いたいと思います。2点ございます。

さっき総務課長から債務負担行為の中身がずっと出てました。その中で保育園がさくらとつくしですね、4年から13年、要は10年間。今まで、それまでは2年か3年だったんですね。それともう一つ、負担行為の限度額が保育の実施に関する業務及び施設の管理運営する経費だけ、このようにされたことと、なぜだろうかということと、それと、大概、ずっと見ましたら2年なんですね、指定管理の期間が。変わるとる……（「3」と呼ぶ者あり）3年なんですね。変わってるのが保育園としあわせなんです。しあわせが5年か。10年と5年と分けてるんですけど、この辺の分けられた理由をちょっと教えていただけますか。総括的ですので、全体でそのようにお願いします。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。今回、指定管理のほうで御提案しています保育園は10年といったところで、限度額の書き方の話だと思うんですけども、限度額については10年前と同じ書き方をさせていただいておるところです。長期間に及びますし、毎年の保育料ですか、そういったところも変動することによって、そういった書き方になってきたのだろうというふう

に推察をするところです。

それから、10年がいいか、5年がいいか、3年がいいかというところですけども、これは各担当課におきまして指定管理者のほうとお話をさせていただいて、大体この期間のほうが妥当だろうといったところで御提案をしている。受ける側もそういった話で、この期間なら十分やれるんだないかといったところでお話をされ、審査委員会の中でもその期間で応募されて、審査、適であろうと、オーケーであろうといったところでの流れで、今回こういった提案をさせていただいてという流れになります。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） ということは、これとしあわせも同じ考えなんですね。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。指定管理全体についてですので、しあわせも含めてそういった考えでございます。

○議長（景山 浩君） 7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 88号、89号とちょっと関連しますんですけども、ここではマイルキューブが指定管理者として適任かどうかというところが大きなポイントになろうかと思

います。

ちょうど3年ほど前でしたでしょうか、当時、従来から管理しておりました株式会社緑水園からスマイルキューブへという御提案があったときに、けんけんがくがくの御議論があったことも覚えております。ただ、そのときに一つポイントになったのが、当時低迷していた利用率ですね、オートキャンプ場等の利用率の抜本的な向上が目指せるんだということがあったと記憶をしておりますが、その後、利用率はどうなったのか。確かにこの2年間はコロナ禍でありましたけど、利用率を一つ聞きたい。細かい数字はいいんですが、どれくらい上がったのかというのをちょっと聞いてみたいのと、もう一つは、やはりオートキャンプ場だけが潤うということではなくて、近隣施設や周辺地域への波及効果が実は特に大事でございます。そういう波及効果はどうであったかという2ポイント伺ってみたいと思います。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。利用率についてですけれども、非常に今、議員も御存じだと思いますけども、キャンプの需要が非常に高くなっております、ここ二、三年でしょうか。それに併せましてスマイルキューブ自体が非常に活発に広報された関係もありまして、利用の数は非常に多いです。コロナ禍ではありますけども、利用の数は非常に多い状態で、土日になりますとキャンセル待ちもあるというようなぐらいの予約があるというふうには聞いております。

それから、周辺にということですが、この辺りは緑水園もありますので、連携してイベントをしたりとかいうことも考えておられますし、今回の指定管理の申請書のほうにも当然そういうような提案がありますので、これは続けていっていただきたいと、よりやっていただきたいというふうに担当課のほうでも考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） 7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 大まかなところは分かりました。もう一回、3年前まで時間を戻してみますと、たしかあのときキャンプは主に夏場が中心になるんだけど、スマイルさんは冬場のキャンプというんでしょうかね、そういう星を見る星取キャンプのようなものを提案されとった記憶があるんですが、そういった冬場はどうなっているんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、岡田光政君。

○産業課長（岡田 光政君） 産業課長です。冬場もやはり需要はあるようです。確かに夏場ほどでは当然ありませんけれども、今年の1月とか去年の12月とか雪が降ったときがありますけれども、その中でもキャンプされてる方がおられたということには聞いております。ただ、数的には先ほど言いましたとおり、繁忙期といいますか、その時期に比べれば当然少ないんですけども、

利用はあるように聞いております。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議長、88号と89号、どちらもスマイルキューブですので、御一緒に質疑させてください。

先ほど白川議員が利用率と波及効果はどうかというふうに聞かれました。町長、利用率はちょっと置いて波及効果というのは非常に大事だと思うんです。なぜかという、地方自治体に取り組むのには、商売人ではないんですから人が来てどれだけの利益があったら、その利益がどのように住民に還元されていくのか、地方自治体にどういう影響があるのかというところを見せてくれないと私たちは納得できないんですよ。それが言いたかったんでしょう。そうなんです。だから委員会の中では、このスマイルキューブについては3年間の間に町が投資してるんですよ。緑水園が指定管理されているときとはがらっと変わって投資額が結構出たんですよ。その投資に対して利用率がどうで、経済波及効果、知りたいのは周辺住民や農家の方々ですね、どのような所得向上があって利益につながっていったのかというところを説明していただきたいんですよ。それで、町の財源から見てもこのスマイルキューブに出したことが緑水園よりよかったのかということ数字示してほしい。そういう資料出ますか、委員会で。

町長、どう考えますか。指定管理ということはそこを言わなければ、町が、人数が増えたからよかったとか、バンガローで需要があったというのは、これ商売人の言うことです。地方自治体として指定管理して、何を出していかないといけないのかということ、ちょっと町長のお考えをお聞かせください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私は、町民の皆さんが利用するのが言ってみれば公の施設であって、それによって豊かさを実感していただいて南部町のよさを感じ取っていただく、そのための一つは公の施設、これが一番だと思います。

2つ目に、できるだけ利用率を上げるという意味で、町外から、または県外から来て利用していただくということになろうと思っています。その中で今、他の人たちが全て利用してるということでも私もないと思いますが、先週の平日だったと思いますが、ちょうど夕方行きましたら車が5台止まってました。県外ばかりかなと思って見ましたら、4台は鳥取県ナンバー、どこから来られたかまでは確認しませんが、1台は県外でした。そういう曇り空の雨の中、5家族なのか非常にこじんまりとしたグループだったように思いますけれども、その方々が来てるということとは、間違いなく波及効果あると思います。数字がそのまま出るのかどうかは分かりませんが

も、産業課は集めてると思いますので、そういうものを数字を集めたところをまた委員会でお示ししたいと思ってます。

私がお聞きしてる一番というか、直接の話はまきですね、地域の中で生産したまきをあそこの中でキャンプですんで、とろとろ燃える火を見て楽しむというのが今のキャンプの醍醐味で一番求められているところで、そういう利用が非常に多いという具合に聞いております。ですから、今までそのまき自体が、価値がなかったと言えば語弊がありますけれども、お金にならなかったところが地域の生産したまきを地域のキャンプ場で使っていただくというところに価値があるんだなと改めて感じてるところです。できるだけ地域の物を使っていただける仕組み、それからごみは全部持ち帰るといようなことを徹底してるという具合に聞いてますので、また数字については後ほどお示ししたいと思います。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長が言われた地域への波及効果、今のまきなんか一つの例でしょうね。そういうのを数字で示してほしいんですよ。それをしないということは、例えばもう一つ、町民に使ってもらうのが一番だっていうんだったら、町内利用者の数出してこんといけないんですよ。そういうことしてくれないと、おんぼろとたくさん入った、していると聞いている、これでは町のお金を出している責任にならないと思いませんか。そういうことを各課に徹底させていただきまして、指定管理についてはその目的に合ったかどうかというのを数字で示していただきたい。よろしいでしょうか、町長。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。指定管理もかなりの期間がたって、非常に指定管理でよい部分もあれば、行政職員として少しお任せし過ぎてるじゃないかということも、私も感じています。各課と折を見てそういう話をしていますので、ぜひ、もう少し視点をどれだけの効果があったのか、指定管理がこのままこれから先も有効なのかどうかの視点も重要だと思いますので、そういう考え方を各職員にも申し添えたいと、このように思います。

○議長（景山 浩君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第89号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町農林体験実習館）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） では、ここで休憩に入ります。再開は13時といたします。

午後 0 時 0 3 分休憩

.....

午後 1 時 0 0 分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

引き続き、質疑を行います。

議案第 9 0 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町自然休養村管理センター緑水園）、質疑はありませんか。

1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第 9 0 号の自然休養村管理センター緑水園の件について詳細なことは委員会でお聞きいたしますので、町長にお聞きしたいことです。

いつも緑水園の問題になってきますのは、イノシシ解体処理施設をめぐる問題です。今回の指定管理の計画の中にもイノシシ解体処理施設との有効な連携というふうな言い方してるわけですね。ところが、緑水園が買い取ることが大前提になっているのか、解体処理施設についての使い方の、量とこの使い方について猟友会の方々をはじめ住民の中から不満の声が出てきていることは町長も御存じだと思うんです。今回の指定管理を緑水園に委ねることによって、この問題点をどんなふうに解決していこうとしてるかということを緑水園とお話をなさったのでしょうか。町の方針を聞かせてほしいと思います。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。緑水園の理事をしております。イノシシの解体施設と緑水園の連携についてですけれども、具体的な今、提案ということをここで御説明することはできませんけれども、重要な施設でございますので、今後、利用について協議してまいりたいと思います。

○議長（景山 浩君） 1 3 番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） それでは、例えばこのイノシシ解体処理施設の町の姿勢とか、緑水園の姿勢に疑問持っている猟友会や住民は納得されないと思うんですよ。

それと、質問の仕方を変えて、住民はどこに問題があるというふうに指摘されているというふうに町は捉えているんでしょうか。何を解決しないといけないというふうに認識しているのかをお伺いいたします。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。イノシシの解体施設の利用の数字が上がってな

いというところは理解してるところです。それにつきましては解体に当たる人のなかなか手当てがつかないというところがあるというようなことも聞いております。そういったところで数が上がっていないというような問題点があるというようなことを聞いております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 緑水園と指定管理するに当たって、町長、住民が疑問に思っていることは先ほど副町長がお述べになられたことを大前提として何百頭もイノシシを駆除する、それとか捕った人たちがそのことによってジビエのまちづくりとか、地域への循環とかいうんだけれども、それが所得につながっていかないということも一つ言われてるわけですよ。捕ったにもかかわらず、いい肉じゃないと駄目だとかいって緑水園に買い取ってもらえない。そこでのそごがあるなという感じはしたんです、素人ながら聞いて。十分にたとえ猟友会を含め関係の方々とお話しして、まず緑水園から離れて解体施設とは本来どういう在り方をするのが一番住民に納得いくのか、町がどこまでできるのか、何を緑水園に求めるのかということはっきりさせる必要があると思うのですが、この指定管理に当たって、町長、それを整理すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。いろいろな課題があるという具合にお聞きしています。

緑水園が率先してそれを管理する必要性というものは当初ありましたけれども、今現在、販売の中で多くを担っているわけではないということもお聞きしています。その辺り今後、この施設を公の施設としてどううまく利用していくのかということは大事な視点ですので、猟友会の御意見を聞いたり、どこが運営するべきなのかということをもう一遍、原点に立ち返って考える必要もあると思います。

それから、ジビエとして有効に利用するためには、年々衛生管理という問題が厳しくなっています。その中で、食肉として本当に利用すべきなのかどうかや、私も視察したところではペットフードとしての利用価値を見いだすようなことも全国の中では考えられてるということもお聞きしています。町の当初つくった考え方も時間もたちましたので、いろいろな視点からもう一遍考察し直して、また議会にお諮りしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。私、この議案第90号について町長の考えを若干確認しておきたいなと思います。

この自然休養村管理センター緑水園ですけど、これできて35年、40年を迎えようというような時期に来て、その間、施設をリニューアルしたりフロアを改装したりとか、様々な内面的な改装してもらってるんですけど、やはり施設全体が老朽化をしているというのは否めないところだと思うんですけど、今後この管理センターとして、ダム周辺の管理センターとしてどのような位置で、またこの施設をどのようにしていこうというふうに考えておられるのか、確認を取っておきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今回も議案に出してますうなばら荘の問題や、それから私が役職上責任を持っています溪泉閣、三朝温泉ですね、そういうところも根本は同じでして、昭和の時代のニーズと今のニーズが大きく変わってきているところにあると思っています。

その中で、外部資本を入れて維持をするべきなのか、それともこのまま町として頑張っていくのか、それともやめてしまうのかというような3つの考え方があると思うんです。その中で一つには大きな検討の時期も来てるということは間違いありません。しかし、私も緑水園について、ダムをそこに造って、地域の水源涵養と防災のために造って、多くの土地を出していた皆さんのその思いと同時にあれはできたものですので、それを簡単に、では時代が変わったからもう終わりだねということに私は簡単にはならないと思います。今はもう少しいろんな面で方策はないのか検討する時期だと思っています。

先ほど真壁議員も言いましたけれども、令和4年をめどに採算ベースをどうつくっていかれるのか、一方ではワーケーションであったり、コロナの明けた後のことも考えなくてはなりませんし、投げとけばどんどん古くなる施設もたくさんあります。一定の判断をする施設、それからこのまま維持しなければいけない施設、その辺の色分けもしながら適切な施設として維持管理することに当面は努めていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） ありがとうございます。

議長に怒られるかもしれませんが。一般質問的なあれになってしまうかもしれませんが、あそこは過疎債が使えるっていう有効的なものがあって、あの周辺を整備をされるときには過疎債の変更ということで今までも議会の中で何点か出てきてると思うんですけど、そういったものを利活用した緑水園のこれからの維持管理を含めた施設の充実というものは考えられないものなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 板井議員、辺地債に。

○議員（10番 板井 隆君） ごめんなさい。失礼しました。訂正します。過疎債ではなくて辺地債です。よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。起債は辺地債、大事な起債でございますので、有効に地域に使っていかなくちゃいけませんけれども、先ほどからの議員の御質問にお答えしますとおり、その先に南さいはくの活性化がついて回らなければいけないと思っています。したがって、その有効性というものをもう少し、流れにもあらがうところもあるかもしれませんけれども頑張ってみたいなと、こう思ってます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第91号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町林業者等休養福祉施設）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第92号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町健康増進施設レークサイドアリーナ）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第93号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町緑水湖教育文化施設）、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第94号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町バンガロー）、質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 南部町バンガローの指定管理の指定についてです。

今回の南部町バンガローの資料を見せていただきましたら、町からの指定管理料、1年間で116万7,000円。それで、売上げとしてこの10倍近い1,135万5,000円という数字が上がって、緑水園が運営していくということで、今までの緑水園の周辺の収支状況見たら、バンガローというのは比較のお金が入ってきてたところだと思うんですね。ここを今回、先ほどの条例で変えたんですけれども、先ほど町長は緑水園全体を、外部からの資本を入れたほ

うがいいのか、町でも頑張っていくのか、それとも廃止するのかって言ったんですけども、それを令和4年までにめどを出したいと、こういうふうにおっしゃったわけですね。だとすれば、今回バンガローが1棟、2番館を直して、それをよく読んどったら、バンガローの今後の目的はリノベーションした新しいニーズに応えるという一方で、今までの学生の合宿等についての使用についても明記されてるわけですね。

そういう中で見たら、今後、一方では2番館の評判がよければ逐次6つをというんですけれども、町長、何回も言っているように令和4年度までに計画ですね、緑水園周辺をどうするのかということに関係者に聞いて計画を出して、議会や住民に諮ってもらうまでこのバンガローを1,500万出してしたんだけど、よかったから次行くと、計画もなしに次は手をかけるべきではないという意見に対してどのようにお考えですか。すべきではない。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。令和4年はあくまでもお約束の緑水湖周辺の計画を皆さんにお示しし、町民の皆さんの御理解をいただける範疇になるのかどうかということです。それをもってすぐに運営主体を変えるだとか廃止するだとか、そういう議論はすぐに起こるものではないと思っています。したがって、令和4年度中には、まずは全体計画をお示ししたいと思っています。その中で、経営の問題もありますので、もともと緑水園自体が夜の宴会であったり、そういうことを主体としたところが経営できるのかどうかということが一つの大きな課題になると思います。

その中で、今おっしゃられたように、このバンガローというのは宿泊施設として一定の評価をいただいています。今言われたように利益的に稼いでいるわけです。ですから、緑水園をこれから残していく上での一番重要な施設になろうと思っています。

問題は、ゴールデンウィークであったり夏休みであったり、そういう繁忙期には多くの人が利用されますけども、それ以外の時期には業者さんが利用される以外にはなかなかうまく使えてないところにあると思っています。その辺りのところのニーズを探りながら、今、現在利用していただけるような施設に、それから冒頭申し上げましたように町民の皆様には目を向けていただいて、こういうコロナでちょっと気が沈むようなときにぜひ利用していただけるような施設に変える必要があるのではないかなと、このように考えて今回の計画組んでるところです。令和4年度中に、今後、どこに課題があってどうするべきなのかというものを明らかにしつつ、バンガロー、コテージの将来像をお示ししたいと、こう思っています。

それから、時期を失しないために、もし必要であると判断したときにはこのコテージの次の改

修についても皆さんにお諮りしたいと思っています。またここで御議論いただきたいなと思います。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、緑水園をはじめ、あの周辺を町費を投じながら指定管理に持っていくこと自体、町が100%出して会社つくったことについても、これまで自然休養村事業で緑水園事業を納得していた旧西伯の住民の中からも緑水園の在り方が問われているような現状の中で、どうして住民に信頼してもらえるかという、やっていることに対しての説明と住民の納得がなければ進まん事業だというふうに思いませんか。そういう立場からしたら、今回のような降って湧いたようなやり方でコロナのお金を使って、1,500万使ってああいうリノベーションしたということは住民にとっても非常に受け止めにくい施策なんですよ。

それで言ってるのは、町長は令和4年って言いますけども、この間の10月だった、このしたときには、令和3年度中に出したいということ言ったんですよ。それはちょっと置きますから。令和4年度、来年1年間かかって計画をどうするかということのを少なくとも住民や議会に出せるような案を示すということと、それが示されるまで、緊急事態があったらつくるって、そこを止めるために言ってるんですよ。どんな緊急事態が起こるんですか。今度、今の1,500万出したのはコロナの対策費ですよ。今度もしするとしたら、辺地債を使うとしても、一般財源、辺地債使って返ってくるといっても、いわゆる税金を使ってやって、どれもそうです、やっていくわけですよ。それを緊急事態でまたつくるようなことっていうのは計画がないのに出てくるわけがないんです。その自覚が足りんと思うんですよ、町長。私、そのこと言ってるんです。計画が分かるまで、仮にいい結果が出たとしたって、全面次の棟を替えるに当たって全体どうするのかということがなければ取り組めないじゃないかと言ってるんです。どうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。緊急事態ということではなくて、緊急的速やかに対処したほうが町民のためになるということであれば、町長はその対応する、そういう判断もしたいと言ってることでございますので、またコロナが蔓延したり、また違った感染症が出るということではありません。今回の調査等は当然進めていって、議会の皆さんの御同意もいただかなければなりませんけれども、そのことと緑水園の運営をする上で非常に重要な、入るお金側ですね、この施設です、投げておけば年々老朽化していく、お客さんが減っていく、そうしたところにまた税金を投下しなくちゃいけない。そういう悪循環を断ち切るためにも、いい傾向があれば私も政治家として責任持って予算として議員の皆さんにお諮りしたいと思っています。もちろん、これは今議会の中で御承認いただいて初めて執行できるものでございますので、私のほうも十分にその

辺を考えながら、十分注意して計画を練っていきたいと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第95号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設えぷろん）、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第96号、公の施設の指定管理者の指定について（つくし保育園）。13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 96号と97号、つくし保育園、さくら保育園、公の指定管理の指定について、10年間の指定管理で今後、指定管理として初めての更新の時期です。この10年間に様々なことがありました。一番大きなのは、10人を超す保育士が大量に辞めて、その対応が急がれて、結果として60万近くでしたっけ、320万が393万、保育士1人当たりの人件費を上乗せすることによって乗り切ってきたという経過があります。

今回、次の点に置いておくんですけども、つくし保育園とさくら保育園のいわゆる指定管理だけれども、公立保育園の一番大きな問題は何かということ、この金額の1億7,000万の中での大半を占める人件費、いわゆる保育士の待遇の問題ですよ、町長。とすれば、このつくし保育園、さくら保育園、公の施設の指定管理で町立である以上、ここの保育士の待遇等が、町がいつも十分につかめれているのかということ。指定管理であろうと公の施設を管理していく町、そして町の施策としての保育園事業ですから、ここでの民営になっている保育士の待遇について、給料がどうであるのかということ、町長は把握すべきではないか。指定管理先の人件費のこと言ってるんですね、雇用のこと言ってるんですけども、それについてどのようにお考えですか。把握すべきではないかという点について。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。民間がどれだけの給与を払ってるのか把握するべきじゃないかという御案内ですけれども、人件費総額としての御議論の中でこのぐらいのお金を払ってるというのは御説明をしてるんじゃないかという具合に思ってます。一つ、個別具体的に何歳、何年のどなたがどういう金額をもらってるのかという議論はできてないかもしれません。しかし、それではなくて、全体額の人件費としてどう使われてるのかということが行政としては大事なんじゃないかと思ってます。

今、民間保育園に対して国が今回の補正予算で6,000億ぐらいの予算を組んでいます。これは保育園ばかりではなくて介護、さらには医療の関係の賃上げベースを上げるんだというところの予算であろうと思っています。これは公立で指定管理をしてる限りにおいては全く利益にならないわけですね、委託を受けてるところについては。現在それをサポートするために町民の皆さんからの税を投下しながらやってまいりました。

指定管理は公立保育園を維持する上で、一つには安心感のある有効な手段かもしれませんが、こういう機動的に今、社会の動きに対しては少し動きが鈍くなってくる。公立保育園で全てを賄えばそれにこしたことはないという御意見も確かにありますけれども、民間保育園の中では利用者の意見をしっかり取り入れるような第三者評価であったり、そういうことが当たり前に現実には動いています。そういうところを今後南部町の中でも取り入れていく上で、一つの民間園を生むということは大きな可能性があるだろうと、このようにも思っています。

給与の問題については、総額について今、行政のほうで御意見を聞きながら対応していますので、そういう、それ以上に踏み込んで、お一人お一人の給与ということにまでは踏み込むべきではないではないかと、こう思っているところです。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長の答弁をつくし保育園、さくら保育園の町が指定管理している公設民営の保育園については、行政として非常に大事なので人件費の給与の把握はそこでできているし、そのことは大事だということですよ。

次におっしゃったのが公立では指定管理でももうけることはできない。裏返せば私立だったらもうけることができる、そういうふうに言ってるんですね。これちょっと一般質問に置いときましょう。

私が今、答弁求めたいのは、公立だったら人件費等を見とかないといけないけれども、私立になった場合は町は見とかななくてもいいのかという意見についてどのようにお考えですか。今、特にケア労働についての低賃金、低待遇が言われている。そのときに公が責任持つ、町が責任持つ保育行政に当たるところの、たとえ民間であろうとどこであろうと、そこで働く方々の待遇については、これは把握しておく必要があるのではないのかという立場に立っているのかどうか、このことを伺います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。町は安定的な保育を求めているわけですから、安定的な保育に資するための必要な賃金、労働条件というものに対して今この指定管理の中で私ども

はできる限りのことをしているつもりでいます。その結果としてかなりの賃金改善が図られたと、このように私は認識してるところです。

その上で、仮に指定管理であろうと民間であろうと、行政がその中にお一人お一人の給与の総額ベースに介入するべきでは私はないと思っています。ただ、町として例えば何々手当というような形で出すということをしている都市部の町もあるという具合に聞いています。この周辺の中でそういうことは全くやってないわけですね。米子市にしても、それから鳥取市にしても、お話を聞くとそういうことをやっていません。

これから新たに保育園を運営するに当たって、また一般質問の中で御議論もあると思いますけれども、いろいろな方策を考えながら南部町の保育が安定的に、そして優れたものであり続ける必要がありますので、そういうところにはいろいろな面で配慮していかなければいけないと、こう思ってます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） よく分からん。私は、別に一人一人の分出せとか今言ってるのと違うんですよ。確かにおっしゃるように人件費相当額を把握することで、方法は幾らでもありますからね、人数も分かってきているからあるんですけどもそれをつかんで、町長はなぜかという、安定した保育を提供しないといけないということは、当然、保育士の待遇も一重要な案件になってくるわけですね。そのときに、民間であろうと何であろうと、町が保育行政進めるに当たって協力していただいている民間等の現場でも仮に、保育士の待遇についてどうなのだろうか、町の保育士との待遇の差はどうなんだろうか、そういう把握はすべきだというふうに考えてるというふうにとっていいわけですか。そこを聞いているんですよ。町が指定管理するというのは公の施設ですからね。それはやると言ったんですよ。そしたら、町長は、一人一人つかむことまで今言ってますからね。民間だった場合はそれができないということを町長は言ってるわけじゃないんでしょう。それ聞きたいんですよ。それはどうなんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今言われてる処遇改善であったり、それからさらにその上に町がどのぐらい支援をするのかということについては、今後の課題だろうと思ってます。直接運営いただく組織の中の皆さんと十分その辺りを練りながら、先ほど申しましたように保育が安定して、そしてもちろん働いている皆さんのやりがいや勤務のしがい、そしてそのことが保育の安定につながってくると思いますので、そういうところには配慮していく必要があると、こう思っています。

○議長（景山 浩君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第97号、公の施設の指定管理者の指定について（さくら保育園）。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） さくら保育園の先ほどの続きです。

町長、これまで10年間、この両保育園の指定管理については、ほかの指定管理とは違う方法で指定管理料を決めてきました。それはなぜかという、人件費等については年々上がっていくもんだから、その平均額を10年間の平均額として320万を出したいということで、当初、何年間かは10年のうち分けたら、介護保険の3年間のように前半ではその人件費をためておいて後半残った分に使うという、こういう異例な指定管理料の設定にしたんです。

ところが、5年ぐらいたってからですか、お金がそもそもそれに成り立たなくなって、1人当たり60万近くを増やしてきたわけですね。このやり方はどう思いますか。私は、今回10年間を、町長は民営化になること頭に置いてるか知りませんが、つくし保育園、さくら保育園が今回、提案は10年間指定管理するって言ってるんです。同じ方法でやるんですか。このやり方のよかった点といけなかった点をどんなふうに見てるかというの教えてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。指定管理料をどう考えるのかについては今後出てくると思っていますけども、当面は令和3年度の実態に合わせたことになろうと思っています。またその辺りのところで議論が出てくるだろうなと思っています。

それから、これまでどこがよくてどれがまずかったのかということですが、保育の現場の勤務環境が非常に他産業に比べて低い労働状態にあったということが社会の中で大きな問題になったこの10年間だったろうと思っています。したがって、当初、町が思い描いたような指定管理料の体系ではいなくて、途中からそれを方向修正したということは皆さんも御存じのとおりだろうと思っています。これは労働業界の中で、介護についてもそうでしたし、それから古い、長い歴史の中でいえば、看護の、看護師の賃金、労働条件もそうだったと思っています。そういう一つの変革期にある業種だという具合に思っていますので、そういうことを注目しながら今後は対応していく必要があるだろうと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そういうことになれば、今回の2園で1億七千幾らかの指定管理

料として審査会にかけられて通った中身というこの指定管理料の計算の仕方というのは、令和3年度、4年度、5年度、10年間の実態に見合った保育料で計算していくということでやっているわけでしょうか。5年、何年前でしたっけ、393万に引き上げたときは実態に沿ったようなやり方でいきたいと言ったんですけども、令和2年度の決算状況見ても町が出してるのは392万でした、3万でした、掛ける保育士ないしはその調理師も係っている数というふうにしてしてるわけなんですよ。

今、いろいろ民営化の問題も、民間移管の出てますけども、今回の指定管理の方法は要った分だけ、令和4年度については保育士の給与は人件費これだけですといったようなことに基づいてお金を出すのか、393万という、掛ける保育士という数で出すのか、どちらなんですか。それがよく分からんのです、何回聞いても。デメリット、メリットというのは、一定の金額であるということになれば、待遇がよかったか悪かったかの判断ができなかったということが大きな問題だったんですよ。320万自体が全体高くないということ分かったんで、一体それがどれぐらいとして反映してたのかというのがなかなか分からなかったということがあって、一挙に五、六十万近く引き上げましたよね。それが即全体みんなにかかってくるかどうかということよく分からんわけなので、一番いいのは令和4年度、次年度についてはこれだけの給与体系でいきたいということ出してきて、その実額を払っていくというのがいいと思うんですけども、そういうふうに変えてるというふうに理解していいわけですか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。このたびの伯耆の国さんが出しになった指定管理の申請書のほうでは、実際の人件費を出して、それがベースアップをしていくような形で申請書自体は出しておられますが、その計算の方法についてはまたこれから協議が必要かなと考えています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 加藤です。陶山町長、保育の安定というふうになんと今言われているんですけども、今、検討されてますつくし保育園とさくら保育園を統合して民設民営のこども園にするという話が進んでますけれども、この中で、さくら保育園ではなくひまわり保育園のほうなんですけど、これ一般質問でも私しました。ひまわり保育園、もう古くなってるんで建て替えが必要ではないですかという質問に対して建て替えはしない、ただ、維持はするという回答でした。ただし、それとは別にこのさくら保育園とつくし保育園を統合して新たに造る民設民営の

こども園ができた場合、最終的には人口が減ってひまわり保育園自体は吸収合併するんじゃないかという、そういう説明がなされてます、保育園の中で。このことは今言われてる陶山町長の保育の安定ということとはかけ離れるんじゃないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 加藤議員、提案されています議題と少しずれていますので、修正をされるのか、されなければ止めさせていただくことになります。

○議員（２番 加藤 学君） 陶山町長が言われてる保育の安定ということ言われてますけれども、今私が言った質問、保育の安定ということとずれてるんじゃないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後１時３８分休憩

午後１時４０分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

９番、仲田司朗君。

○議員（９番 仲田 司朗君） すみません、１点お伺いします。先ほどありましたけれども、さくら保育園とつくし保育園が、合併をしようという話が出ております。その中で指定期間が１０年間というところが今、期間が出ております。そういう状況がある中で、１０年じゃなくてまず５年ぐらいにしといて、それからもし合併するならまたそこで新たにしたいほうがいいじゃないかなと私は思うんですが、その辺はどうなのでしょう。お答えいただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。おっしゃるとおりだろうと思っています。これまで１０年という指定管理をした中で、今、運営をいただいています法人の方々の人事だとか、将来１０年間約束するものですので、その安心感というのはきっとあったと思います。今回もそれを５年間にした場合に安心感がそがれるんじゃないかということも考えて１０年という指定管理をお願いいたしました。

さらには、その中の契約の中で今後の方策について議論していくんだというような内容を加味したものを入れようと思っています。利用していただいている皆さん、先ほどから出ています利用者の安心感もありますし、さらにはそこでお勤めの皆さんの安心感を補完するために１０年という指定管理を今回お願いしてるところでございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第98号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立法勝寺児童館）。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田です。今回の指定管理、法勝寺児童館のやつが出てまいりましたが、前回の議会でしたか、ここの法勝寺児童館、指定管理ができるような条例に改正したと思います。そこで町長のいろいろ話聞いと思ったら、指定管理も見直す時期も来ている場合によっては、所によってはということですが、今までの児童館、学校の先生等が中心になってやっておられましたが、これを今度は、もう決まってるのか、児童館どこに出すか。J O C Aということのを今聞きましたが、ちょっとまだ確定はどうか知りませんが……（「したんです」と呼ぶ者あり）したんか。（「したんです」と呼ぶ者あり）これを町長の指定管理を見直すこともあるし、ずっとされると。今回そのような、たしかあそこ児童館、学校の先生上がりの人が二、三人でやっておられると思いますけども、それを今度はJ O C Aに指定管理を出すというメリットを教えていただけますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。児童館は非常に皆さんに御利用いただいて、当初想定した以上に多くの皆さんに利用いただいているという具合に聞いております。さらにはその中で、J O C Aが近年は放課後児童クラブ、さらには放課後デイサービス等を入れながら町内の皆さんに多様なサービスも提供してるという実態もあります。

J O C Aの皆さんが町内に事業所を設けて6年目を迎えようとしています。これまでの実績や地域の中での安心感や安定感を考えた場合に、J O C Aが運営をすることに対して、そのほうが運営自体がスムーズにいくのではないかと。職員室の中に行ってみますと、両方の組織の皆さんが入り込んで指導者側がいっぱいいるというような状況もあります。その辺りをうまく整理をして一定の時間から一定の時間まできちんと誰かが責任を持つような、一定の時間と言ったらおかしいですね、運営上全てに対して責任を持つような指定管理の方式が望ましいのではないかとということで、今回提案をするものでございます。そのことと指定管理を全部見直すだと、考え方を見直すことはまた異にしておりますので、また指定管理の見直しにつきましては、議会、そして行革の関係の中で議論していきたいと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 6番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） 6番、長束です。ちょっとお聞きしますが、この指定管理に当たって今おられる職員さんは、現在は町の職員、会計年度任用職員ですけれど、今度指定管理にな

ったと想定すると、その方の会計年度任用職員ではなくなるわけですね。実は児童館の館長さんは宮前児童館も兼任されておられます。その辺の扱いがどういうふうになるのかなと。役場、行政、片や行政の職場、片っぱは今度は指定管理の職場と、この辺の取扱いについて非常に何かよく分からないんですが、この辺についての扱いはどういうふうになるんでしょうか、職員含めてですね。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。児童館には館長を1人置くということになっておりまして、現在は2つの館を兼務をしている館長を1名置いておりますが、運営主体が替わるということになりますと、それぞれの館に館長を置く必要が出ると思っております。J O C Aが運営されるようになれば、法勝寺児童館の館長を1人置いていただいて、宮前児童館のほうにはこういった職種の人がいいのか、あるいは課長が兼務ができるのかとかいったようなことを現在調べている最中ですので、宮前児童館のほうにももしかしたら兼務という形になるかもしれませんが、館長を1名置きたいと考えています。

○議長（景山 浩君） いいですか。

6番、長束博信君。

○議員（6番 長束 博信君） 6番、長束です。館長さんはそういうこと、分かりましたけれど、今の言うその職員さんの扱いは転属じゃないですけど、もう役場の会計年度職員ではなくて、いわゆる指定管理者のほうの職員に替わると、こういうことで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、吾郷あきこ君。

○子育て支援課長（吾郷あきこ君） 子育て支援課長でございます。昨日、全員協議会の中で専門職についてまだ何もお話をしていないというようなことを私申し上げたんですけども、ちょっと確認が不十分でして、11月の26日から現在お勤めいただいている専門職に対して来年度の募集を始めておりまして、その関係で法勝寺児童館に今お勤めいただいている職員の皆さんに対しては、今回の議会で指定管理について議題として上げさせていただいていること、それからJ O C Aのほうから採用についてお話があると思われるということを館長のほうから現在お伝えしております。ですので、児童館で引き続きお勤めいただきたいとこちらも考えておりますし、そういった希望をお持ちの方についてはJ O C Aのほうで採用されるというふうに聞いております。

○議長（景山 浩君） いいですか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の法勝寺児童館の指定管理については初めてここを指定管理

するという議案が出てきました。前回の議会では、児童館の児童厚生施設は指定管理することもできるという条例を変えてこの伏線をつくってきたわけですが、町長、これまで全国には民間の児童館というのもあるんですけれども、結構あるんですよね。ところが、公立の市町村が運営しとった児童館を指定管理など民営に持っていくというには、指定管理していくというのは理由が必要です。特に指定管理も2つですよ、そこに任したほうがその質で本来有効な活用ができるということと、町の財政から見てこのほうが有利であるというこの2つですよ。ところが、御存じだと思いますが、特に学校関連、教育委員会や子育て関連について言えば、この指定管理の方法も全部がいいわけではないから検討し直したほうがいいよということで、全国的には児童館や図書館の見直しとか行われてきたという経過があるわけですよ。

お聞きしたいのは、先ほど言ったメリットは何かということを議員が聞かれたんですけれども、今、何が足りなくてJ O C Aに指定管理したほうがいいということになったのか。中身の問題ですよ。

昨日の話では、多様化の問題とか中の人たち、運営がごちゃごちゃしているって、これ運営ごちゃごちゃしてるのは、町がやってるところにJ O C Aが持ってきたからごちゃごちゃするんであって、何ぼでも解決できる話やと思うんですよ。多様化といったら、そしたら町の職員や公務員たちがその多様化に对应していける人材ではなかったのか。裏返したらそういうこと言ってるわけですよ。

絵に描いたようにスムーズに移行してってますけれども、私は決してこの選択がいいのかどうかっていうことでいえば、いいことではないと思うし、児童館のように町長が本来言ってた公の施設で指定管理してもうけてるところはないんですよって、もうからんところを指定管理したら指定管理料の中に相手の法人への人件費等が入っていくではないか。ということは、以前より高くなるのが普通なんです。そうじゃないですか。先ほども言ったみたいに館長が1人いなくなったらもう一人館長つけなくなったらいけなかったら職員持っていくのかどうかで、またここでの予算も要るわけですよ。

○議長（景山 浩君） 質疑をお願いします。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。そこで質疑ですけども、指定管理料1年間で1,080万円です。これは委員会でも詳しいことは聞くんですけども、町長、これに当たって言えば、先ほど課長が述べられたように館長は勇退するというようなことを昨日、全協等でおっしゃってたんですけども、あとの方については、専門職については、今、聞き取りをしているというんですけども、今、会計年度任用職員のパート等の扱いしておりますが、J O C Aの職員になっ

た場合、この待遇を保障ないし同等の待遇、またはそれ以上の待遇を保障するというような何らかの話合いが町とＪＯＣＡの中であるのかということですよね。それについてはどんなふうに考えますか。

それと、結果としてこの児童館を指定管理することは今までよりも経費がかかるのではないかな。この２点についてどのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今、課長のほうに聞きますと、待遇についての具体的なまだ詰めにはついてないということです。その辺りのところにも町がきちんと入りながら、これまでお勤めいただいて、そして今後も勤めていきたいという人の不安を払拭できるようなことは必要だろうと、こう思っています。

それから、経費がトータルで高くなるんじゃないかということですが、具体的に私もその数字で高い、安いということを見ていません。一番冒頭言ったように、効果が、そして効率が上がって、さらには町民の皆さんの満足いただけるような施設にするということが一つのミッションであろうと思っています。その選択として長年実績をつくっていただいたＪＯＣＡに運営いただくということは、今回の指定管理の肝だろうと思っています。

今まで、当初から運営していた内容を大きく変えるものではありませんけれども、まだまだ変えていく可能性もあるかもしれませんし、そのことによって住民の皆さんの利便性や、そして満足度が上がれば、それが一番公の施設としての効果、それから住民の皆さんの満足につながりますので、そういう施設になるような思いとして、今回、指定管理に臨むものでございます。ぜひ今後の状況を見ていただきたい、このように思っています。

○議長（景山 浩君） １３番、真壁容子君。

○議員（１３番 真壁 容子君） どうも私は指定管理というものを非常に安易に考えているのではないかというふうに思えて仕方がないんですよ。町がこれまで公立公営でやってきた非常勤職員、いわゆる会計年度任用職員とかそういう、待遇はそうであったとしても公立公営でやってきた施設を、公の厚生施設を、それを指定管理にしようとしたそれなりの理由をちゃんと明示せんといけんと思うんですよ。議会に出すときも文書で何のために指定管理が必要なのか。そう変わらなくて言いますが、変わりますよ。なぜかというところ働いてる人が公務員であったのか、そうじゃないのかということで変わってきますからね。公の、子供たちを面倒見るところでどうして公立で、公営でやることができないのか。町長、そのことってどうお考えですか。あまりにも指定管理等で民営化をやり過ぎる、特に子育ての分ですよ。保育園といい、何といい、そこに出

てくる考え方って一体何なんですか。今言われている小さい政府、これこそが新自由主義の先端そのものではないのでしょうか。

今、町がすることは、地域活性化言うのであれば、きちっとその数に見合った、仕事に見合った、公務に見合った公務員を保障して、そこにしっかりと給与出して、それが地域内循環の柱になっていくというのは市町村の一つの役割でもあると思ってますよ。それを切ってやるということは、私はどう考えても町長が以前に言ったJ O C Aが来たので仕事つくってやらんといけん、それが第一番に考えてるのではないかと思えて仕方がないですよ。J O C Aを敵にして言っているわけではない。しかし、そういうやり方では住民合意が得にくいということなんです。少なくとも、これまで何の説明もなく前回出してきて、指定管理ができるということで、どこの施設もこういうようなやり方してるのだと言いながら児童館をその対象にして、この12月に指定管理出してくるんですよ。そのやり方はやはり最初にJ O C Aに指定管理ありきじゃないですか。この批判にどう答えますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。民間に渡して地域でのお金の内部循環が回らないということは避けなければならないと思っています。町内の皆さんにお金が回るということが一つのこういう業務、委託業務ではありませんけれども、指定管理も一定のそういう機能はあるという具合に認識していますので、ぜひこういう指定管理を行いたいと思っています。

それで、何を求めるのかということですが、民間に求めることというのは、やはり新たな視点で、民間の新たな視点の中で、業務の中でさらなる利便性をということにほかないと思っています。これまでも一番最初の児童館として法勝寺が一生懸命やっていたいただきましたけれども、さらに利便性を向上させる、それから障がい者や、いろいろな状態を持った中での子育ての環境です。幅広い皆さんの中のニーズに的確に対応するためには、やはり民間のそういう見識というものも必要ではないかと、こういうふうに思っています。

現実には今、J O C Aが放課後児童クラブであったり、放課後デイであったり、多様な横方向への展開をしていただきましたのも、そういう見識であろうと思っています。それから、さらにその経験を基にしながら、今後さらに住民の暮らしを安心して安全なものにしていくものに期待をして、今回指名指定をお願いするところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、児童館というのは児童厚生施設、公の立場で子供相手にもうけるようなところではなくて、そこで子供たちの豊かな感性、生活をフォローしていく、それは

子供だけではなくて、その家族に対してもフォローしていくという児童館の重要な役割があるわけですね。そこに民間の新たな視点って何が要るんですか。具体的に児童厚生施設に求められている民間の新たな視点とはどういうものをいうんですか。教えてください。

緑水園のようなやり方は、まだお金が入ってくるならともかく、児童館の一番は学童保育や、今、放課後デイケアありますけども、これを別にして本来自由来館のところは無料でやってるわけですよ。そこに民間の視点って何を入れるんですか。ちょっと教えてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。いろいろ J O C A の中でも議論をされてるところだという具合に認識しています。放課後児童クラブの機能等は他の金沢のほうでもやっておられますので、そういうところとも連携をしながら南部町の子供たちの健やかな成長というものに対して視点を変えて取り組むようなことは多々あるんじゃないかと思っています。

今後、今、法勝寺の高校の跡地の棟上げも終わりました、来年 6 月のオープンに向けて工事が進んでいますけれども、そことの連携であったり、さらには子供たちの居場所や遊び場の問題であったり、多様な価値の創造というものの期待をしてるところでございます。

そういう中で、行政は悪くて、民間のほうがそういうことのイノベーションを起こしやすいんだとは言いませんけれども、その起爆剤の一つとして、これまでの経験をお持ちの J O C A に今回お願いしたいと、このような考えでありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第 99 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立ふるさと交流センター）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 100 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町立おおくに田園スクエア）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 101 号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくに農山村広場）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第１０２号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町民おおくにコミュニティ運動施設）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第１０３号、公の施設の指定管理者の指定について（南部町総合福祉センターしあわせ）。

１３番、真壁容子君。

○議員（１３番 真壁 容子君） 議案第１０３号は、南部町総合福祉センターしあわせに対する５年間の指定管理の指定についての議案です。

中の資料を見せてもらいましたら、指定管理料は１年間で約２，９００万。利益を１，００６万、約１，０００万ですね。それから、自主的な事業として２，８２７万７，０００円。なかなか努力されてて、全体で７，１２３万４，０００円という１年間でこのお金が動いており、ここには２０、もうちょっとですね、何十名かの職員が働いているわけです。

ここでちょっとお聞きいたします。町長は、指定管理をしているところの労働条件等について民営化しても行政として大きな問題やというのおっしゃっていました。特にこのしあわせの指定管理は、指定管理先がスポｎeｔなんぶですよ。ここは町が言ってみれば最初１００％出してつくった社会体育ですよ、そういう組織なわけですよ。とすれば、全面的にここで働く人たちの労働条件や待遇等について町もしっかりと見て、そこの待遇保障ということについても責任持たないといけないというのは両面から出てくると思うんですけども、町長は今、このしあわせで働いている方の、町としてはこの職員たちの待遇について把握しているかということと、どんなふう考えてるかということをお伺いいたします。

○議長（景山 浩君） どなたが。（「ちょっとすみません、休憩しましょう」と呼ぶ者あり）
休憩します。

午後２時０２分休憩

午後２時０３分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。ＮＰＯ法人として地域の社会スポーツに対して町も、私も覚えてますけれども、何とかヨーロッパ型のそういうスポーツクラブとして地域の子供たちにスポーツを、根性論ばかりじゃなくて、豊かな感性を磨くためにもスポーツに親しんでもら

うような環境づくりを、過去に経験があった高齢者から、それから一生懸命今、スポーツで本気でやってる世代、そして次にスポーツに親しみたいという縦の関係の中で、スポーツを地域の中でという思いの中で地域スポーツクラブということを進めてまいりました。その中で一生懸命、皆さんの御努力もあって私は一定の評価をいただいているなという具合に思っています。その中で、私も賃金の問題がどの程度のところにあるのかということは、先ほど職員のほうにも聞きましたけども、現実にはこのNPOからの要求がある額をこの中で組んでるということになってるようでございます。

先ほどの議論と同じで、総額についてはこの指定管理をします法人と議論しますが、お一人お一人のその中の賃金について行政がその中に入っているものではありませんが、総枠の中では予算要求という格好でお話を伺っているという具合に確認をしますので、そういう意味で地域の皆さんの、職員の皆さんの賃金、労働条件というものが一定確保されてると私は考えてるところでございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどのそちらの執行部のやり取りを見てましても、町長の答弁もそうですけれども、公の行政として公の施設を指定管理してところでの待遇は大事だと言いながら全然つかんでへんということで、町長、何にも分からんと。労働条件もいいんじゃないか、待遇はいいんじゃないかじゃなくて、私たちきっとそうじゃなくて、少なくとも町としての判断の基準を持ってるのかどうか。なかったらつくらんといけないんじゃないかと思うんですよ。極端なこと言えば、最低賃金を守っとればいいのかという考え方なのか。それとも、町の職員、現行の南部町の公務員の給与に対してどれぐらいまでを保障すべきだというような考え方があるのか。公の事業担ってもらって今おっしゃったわけでしょう。だから住民も信頼してるし、そこで期待に応える面も厳しいものがあると思うんです、公共性でいえばね。そこで、それを保障していこうと思ったら、やっぱり人が動いてるんですから人件費をどう見るかというところでは、町長、もしなければ今回協議して、例えばこういうふうな公共性が絡んだところで働いてる指定管理のところについては、労働条件や待遇についてどのような見解を持つかということは町として持つことが必要だと思いませんか。そのこと、今、持っていないというのはよう分かりました。何でか分からへんけど大丈夫だって言ってるだけやからね、持っていない。持つべきではないか、これについてどうですか。

持つべきではないかということと、今回、一人一人明らかにせえと言いますが、少なくともスポnetで働いてる方は町の職員から見て、例えば地域振興会であれば、当時、会計年度任用

職員が、制度が出たときにそこに合わせました。スポnetなんぶで働いてる方々は南部町の正規の職員と比べてどうなのか、何割ぐらいなのか。それとも会計年度任用職員に比べてどれぐらいなのかって、それは出すべきだと思いますが、どうでしょうか。この2つについてお答えください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。歯切れの悪い話をしていますけれども、具体的なその数字が私も直接交渉の中に入ってませんので分かりません。ただ、職員に確認しましたところ、NPOのほうから要求されている金額を出してるということです。NPOの中の賃金、給与表の中で年々必要になる額は変わってきますので、その要求された額を提供してるということだろうと思ってます。

今、真壁議員が言われましたように、南部町の中でお一人お一人のこうあるべきだというモデル賃金みたいなものを決めながら、それを下回ってはならないというような体系は不可能ではないかもしれませんが、あまりにも他のところには影響が大きいですし、もちろん財源としての中の費用も非常に膨らんでくる可能性があります。総体的に長い目で考えればそういう考え方も一つの賃金体系としてあるのかもしれませんが、今々、そういうような南部町がモデル賃金として提案し、その金額を基にしながら指定管理を運営していくということは極めて困難ではないかと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ということは、議会に出てくる指定管理料を、予算とかに上がって指定管理料のこの中で事務費や、いわゆる備品費等については数字が出るけども、人件費についてはその団体が持っている基準に照らしているの、言われたとおりに予算を計上しているということでもいいんですか。そんなことあり得ますか。だとすれば、議会に対してその人件費の説明に、スポnetであればスポnetなんぶが採用している給与表を出してきてください。そうしましょう、これから。改めて思いましたわ。めちゃくちゃいいかげんなやり方で私たちは指定管理料を見過ごしたんじゃないかと思ってるんですよ。

今、私たちが、公務に就く私たちも含めてしないといけないのは、全国的に所得格差の問題が言われている、非正規労働の多さが言われている、これを改善する立場に立っていくのが私は地方自治体の一つの仕事であると思っています。自分とこだけにいる公務員だけではなく、本来公務でやらなくてはならないところを任せている指定管理を受けているところがどのような労働条件なのか。町の出している給与で、それでその指定管理料で済んでるのかどうかということの点

検は要りますから、一番働いてる人の多いスポnetについて、今回出してきた人件費の説明として、スポnetなんぶがどの給与体系を使って、どのような考え方で計算してきたのかということを知る資料を求めたいと思います。どうでしょうか。そやから説明つかへん。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 人件費の考え方はその先ほどからの議論もあったように、一つ一つの法人との指定管理の中での交渉事項になってると思います。今、議員がおっしゃるのは、お一人お一人のその年齢、あるところは二十歳の職員もおられるかもしれません。同じ仕事をじゃあ35歳の方がやっているとこもあるかもしれない。その人の状況に合わせて今の中では現状をつかまえるのではなくて、その総額として人件費をこのぐらい必要なんだというところで捉えてると思っています。したがって、一人一人の人件費をどういう基準で設けてるのかというのは法人の管理業務ですので、そこにまで首を突っ込むことはできないだろうと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。（発言する者あり）

休憩します。

午後2時12分休憩

.....

午後2時16分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

ここで休憩を取りたいと思います。再開はデジタルのほうで14時30分といたします。

午後2時16分休憩

.....

午後2時30分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

総合福祉センターしあわせについては、質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進めます。

議案第104号、令和3年度南部町一般会計補正予算（第9号）。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 総括的に二、三点質問させていただきます。今回の補正予算見ましたら、大きなものは交付税が8,859万5,000円と、国庫支出金が4億6,000万云々たくさん、そういうのが大きな目玉で入ってまして、中身についてはコロナの接種とか云々で

すが、その中で2点だけ町長にお聞きします。

1点は、この予算の中でずっとこの間からですけども、障がい者福祉が、特に障がい者デイサービス、またいろんな障がい者の関係が今回でも100万出てますね。えらい予算のたびに総額で2,000万か3,000万近く出るようになったんですわ。これは我が町が福祉に力を入れた町なのに、そこが見つからなかったのかな、なかなか見つからなかったのかなという疑問と、それに対して町長はどのような考察しておられるのか、それが第1点。

それと、今回の地方交付税が8,859万5,000円入ってます。これが丸々西伯病院に行ってます。西伯病院の関係は病院に聞けばいいんですけど、これは一般会計からですので町長に伺いますが、ここまで交付金を、全部で恐らく5億近くも入ってると思います。にもかかわらず西伯病院の経営が大変厳しい。確かに去年から、おとしからコロナの関係で外来は減るし、入院は減るし云々で経営が大変になってることはよく町長も御存じだと思いますが、普通のコロナ関係をやっておられる病院はこのために国から交付金が入って、コロナ関係のお金が入ったおかげで悪くてとんとん、そのおかげで何とか黒字になったというのがほとんどの病院でございます。それが我が町の病院だけがそれを入れてでも経営がえらいと、赤字だということは、もうこれでは、今、事業管理者をはじめ一生懸命やっておると思いますが、もう町長が入っても、開設者としてある程度の筋道を立てな、本当に交付税で病院関係はトンネルで全部出してますけど、本来ならば病院が黒字だったらこれ出す必要ない。そのような体質改善でも、町長が表に出てメスでも入れてやらないけん時期が来てると思いますけども、その2点について町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。障がい者福祉の問題と病院の2点、御質問いただきました。確かに御指摘のとおり障がい者福祉の町の負担部分が非常に多くなってきてます。国の制度からいえば、2分の1が国、4分の1が県、さらに残った4分の1が町ということですので、これから考えれば大きな障がい者福祉に対してのお金が動いてきているということが推察できると思っています。それにしても、この受けておられるのも町内の町民の皆さんでございますので、これは一方、課題はあるけれども、致し方ないなという具合な思いも持っています。今までそこに手が行き届いていなかったんだという私も見方をしてるところです。しかし、非常に厳しい状況にあるということも、議員の言っておられることと私も同感です。

もう一つ、西伯病院ですけども、先ほど事業管理者が病院の予算の中でも説明されましたへき地医療の特別交付税部分が、今回確定額が出ました。その中で、病院関係者の御努力もあって

特別交付税がかなり上乗せになっています。これを今、ここまで病院が厳しい状況の中で、病院が運営するものですので、このお金を有効に使って病院の経営に充てていただきたいと思います。将来、黒字だったりとか、赤字部分が解消した後にはもう少し一般財源の持ち越しや、それから交付税についてももう少し町のほうに出していただきたいという気持ちはありますけれども、今、この場のこの西伯病院の運営から考えれば致し方ないだろうと思っています。しかし、とはいえ、今回の予算で6億に近づく5億9,000万円からの科目からいけば一般財源になるわけですし、この重みということは病院の中でもしっかり考えていかなきゃいけないと思っています。

開設者としてどこまでできるのか、これは分かりませんが、常に事業管理者、院長等と連携を取りながら、毎月行ってます意見交換会や、そういうことを通じながらやれる範囲というものをもう少し広げられないか、医療の改善はできないだろうか、さらには医師の確保はどう進めていこうか、こういうところをきめ細かに議論してますので、即効性はありませんけれども、着実に前に進ませたいと、このように思ってるところでございます。大きな予算の補正がかかったのはそういう内容でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 先ほどの障がい者福祉に関しては私もびっくりいたしまして、南部町にここまでそれを利用される方がおられる、また増えたということは、高齢者ばかり目が行っていったんかなと思って、今、ちょっと反省はしてますけど、これに対しては本当に親御さんが大変だったかなと思ってます。これについてのフォローを、健康福祉課を中心に、また福祉事務所を中心に今後ともきめ細かな、保健師がよその町よりたくさんおられますので、そういうところも目配り、気配りお願いいたしたいと思いますが、この点は町長と意見は一致するんじゃないかと思っています。

西伯病院については、あくまでも予算決算、特に特別会計ですので決算審議でございます。議会は、私たち議員は、病院は大事なものである、南部町の物すごい財産、少々の赤字があっても、何があっても絶対守らないけん、その1点で全てのいろんなことは議会でも、本会議でも通していると思います。それをよしとして何も改革せんというのはおかしいと思う。これはやっぱり病院会計で言えばいいですけども、開設者である町が、これを町長が自ら月に1回言ってもなかなか言うこと聞かなければ……。

○議長（景山 浩君） 細田議員、質疑お願いします。

○議員（11番 細田 元教君） そのようにしてまだ最悪の場合は、一重、二重の町長の努力をしていただきたいが、このことでこの今の予算見ていかがでしょうか。

議長、ごめんなさい、終わります。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。いかがと言われれば、この金額の多さ、南部町の全体の予算が70億のうちの約10分の1ぐらいを交付税として、さらには35億を切るんですよね、交付税が。その中のこれだけの額が使われるということに対しては、私どももこれは嚴重に対処しなければならないという具合には思っています。

一方で、その病院の将来というものを考えた場合に課題もたくさんあります。今、特に電子カルテを今回入れようとしてますので、その電子カルテが約3億5,000万だったですかね、これはメンテナンス代も含めてそのぐらいのお金が必要になっています。医療はどうしても、そのような大もうけができる時代から、何とかかすかすのところを運営の目標にしながら院長とも話をし、管理者とも方策を練ってるところでございます。こうすれば絶対にうまくいくというものはありませんけれども、少なくとも病院をなくさないという思いは議員とも同じでございますので、最大限の努力を図っていきたいと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 2点あります。

第1点目、先ほどの病院の続きと、もう一つは保育のあり方検討委員会。この2点ですけども、ちょっと今、病院の細田議員とのやり取りで分からなかったのは、町長は三十何億の地方交付税のうちの5億近くが病院のものになって、それを出すのって言ってますが、これは、この交付税というのは、病院に行ってる分というのは西伯病院があるがゆえに来る交付税ではないんですか。私はそんなふうに理解してるんですよ。保育園もそうですけども、もし今度、今、公設民営が民間になったらその分の交付税来なくなっちゃいますよ、そういうことでしょうか。措置費なんか来なくなってくるからその確認です。町長はあたかも町がお金出してるの言うけれども、病院がなかったら来ない交付税と違うんですか。だとすれば、今までは、私が出た30年以上前は西伯病院がもうかっとなったから、西伯病院に入るべき本来の病院に対する交付税を一般財源で町で使ったんですよ。御存じですよ。本来であれば交付税は何に使ってもいいといいますが、病院があるから来たというのは病院に出していくというのは、これは順当なことではないんですか。無理して出してるわけじゃなくて、本来あるべき姿だし、今回の特別交付税の措置も、書かれているように私はへき地医療拠点病院を申請して、それに指定されたことによって新たに算定されてきた金額が出てきているというふうに見てるんですけども、それが違ったら御説明ください。だから、町長は、そういうこと言ったら住民が誤解するんですよ。赤字やから本来出さん

でいいようなお金を出しているという言い方になってるのではないかという点については、やはり公立病院とはどのようにして成り立ってるかというところの説明不足になると思いますが、もし私の言い分が分かるというのであれば、ちょっと訂正してほしいなと思うところがあったので、一言言っておきます。

2つ目の問題は、保育のあり方の検討委員会で、これは金額のことではありません。ここに書いてあるのは、これまでの子ども・子育て会議と行財政審議会の答申によって、今回、あり方検討委員会立ち上げるというんです。町長、子ども・子育て会議では定数削減と統合を方針として出し、それを基に一言も議員の一般質問以外は町からの特別な説明もなく、それを行財政審議会にかけて子ども・子育ての会議の出た方向は統合建て替えなので、それについての運営について聞くということですね、運営を民営化で出してきた。この時点でも、もしかしたら今日午後で町長、説明あるのかもしれませんが、予算が出てくる段階でそれを大前提としてあり方検討委員会をするというんです。このあり方検討委員会についての何を検討するのかって要項出てると思うんですけれども、それは委員会に出してきてほしいのと、今、町長にお答え願いたいのは、この検討委員会の役割って具体的に何を検討してもらうんですか。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。今、保育園のあり方検討会、仮の名前でけれども、検討していただくのを考えるのは、こういった保育園をつくっていくのか、建て替えるにはこういった場所がいいのか、そういったことを議論していただく、そういったふうに考えております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） だったら町長、町にとって町立の保育園がこれから、今まで4つあったのが統合して、その統合も定数削減が90もあるんですよ。こういうことを決めておいて、運営を民設民営がええだろうということを決めたのをどこで検討するんですか。もう審議会から出た答申と子ども・子育て会議が、町長が下した結論だということなんですか、町長。そこを聞いてるんですよ。

先ほど副町長が答えてくださったのは、その中にあり方検討委員会、何を検討するかといったら、場所とどんな保育園がいいかって、中身の問題と場所だというんです。場所かってもう、子ども・子育て審議会の2回目では場所かって名前が出てたやないですか。町長、町長はどこで何を決めてるんですか。審議会の答申がまさかそのまま、これが結論だっていくわけやないでしょ。あなたはこれが出た段階で判断するって言うてたやないですか。いつ、どのように判断するのか。

したのであれば、いつ、どのように、誰と相談して決めたんですか。何を決めたの、それで。教えてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私が決めることについては議会に御説明をする必要がありますので、その内容についてはしかるべき場所で皆さんにお示ししたいと思っています。

それから、先ほど出た定数削減ですけれども、120という問題だと思いますけれども、子ども・子育て会議の中で有識者の皆さんが適正な人数というのは120ではないかということ。でも、一方で、120で本当に民間園であったり、一般の保育園として運営はできますかと、それからあまりにも指標として、これから先々の子供たちのことを考えてもう少し子供たちが増えるような、そういう政策が必要じゃないかと、そうやったときにまた増築するような、そういう計画であってはいけませんねというような御意見も聞いたように覚えています。

そういうこれからやっていただくところに必要な要素というものは、これが絶対ということでは私はないと思っています。仮に民間に委託、合併するときに当たっては、どうしても運営していただくところの考え方、それから経営上のボリュームというものは当然出てくると思いますので、この辺りについては少し柔軟的に考えたほうがいいじゃないかと私は思っています。いずれにしても、場所であったり、それから有識者の皆さんのどんな保育園にしたらいいのかという意見を、できるだけ住民の皆さんの御意見も取り入れながらつくっていききたいと、このように思っていますので、またこの辺りのところも御理解いただきたいと、こう思っています。

それから、病院については、交付税はあくまでも算定基準がありますので、その算定は西伯病院が存在しているから来るものに、これは間違いありません。ただ、一方で、それ以外にも一般財源として必要な経費を見たり、それから支援する意味での経費も見えていますので、そういうところが、一定の経営が安定すればもう少し余裕は出てくるんじゃないかと思っています。いずれにしても繰り出し基準というものを、国が示している繰り出し基準と西伯病院と、それから南部町が意見を交わわせながら、この辺りは政策医療なんだから町としてきちんと責任を持つ、この辺りは経営の中でとにかく運営をする、その辺の決め期というものをはっきりとしていかないと、ずるずると一般財源を、本当の意味の一般財源ですね、それを投入しながらやっていくことでは、持続可能な病院といえませんが、そこだけは今後とも病院としっかりと話し合っていきたいと思っています。

病院経営の中で病院の今ずっと院長等と話してるのは、病院の規模として将来どのぐらいのベッド数が要るのか。交付税も算定基準がどんどん変わっていています。ベッド数だったものが

平均の入院者に利用したベッド数であったり、規模がどんどん小さくなっていくわけですね。ですから、空きベッドでも持ってたほうが交付税の算定に有利だったものが、今、もうそういう措置はなくなってこうとしています。そうした場合に今後の西伯病院の適正規模ということも考えていかなきゃいけないと。非常に難しい判断も迫られますけども、病院と十分に話し合いながら、これは、病院というのはやはり町民の生活に欠くことができない施設ですので、慎重に対応したいと、こう思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、病院問題で言えば、町長も地方自治体の病院やから協力するところ協力していかないといけないという点では全員が一致できることやと思ってるんですが、私、今日、求めたいのは、本来であれば委員会で聞いたらいいことかもしれませんが、町長は先ほど地方交付税の中からお金を持って行って、本当は残しといてほしいのについていうんですけど、今回、8,859万5,000円の計算のうち、私は資料、説明書の28ページ見てるんですけど、対応策として補助金の確定が5億9,145万あったという中で、内訳が地方交付税のうち市町村立病院に要する経費分が5億8,324万4,000円あったと書いてあるんですよ。これは西伯病院があるから来てるお金なんですよって聞いているの、これはどうかって答えてね。

次、新型コロナウイルス感染症対策のために要する経費分820万6,000円というのは、これは一般財源から出したというかもしれませんが、コロナ対策費で出したのではないんですか。残りの差額の8,859万5,000円とこう書いてあるんですけども、要は今回、全部で5億9,145万を確定した中で、町長が言っている丸々一般財源として出したというのは幾らなんですか、そしたら。言ってることがよう分からんのです。私は、来た分を出してるのかなと思ってるんですけども、今回増えたのは、だからへき地医療として届け出たそのことが採用されたから出たのであって、別に一般財源に食い込ませてるということではないんじゃないかなと思ったんですけど、そこちょっと説明してくださいね。

それと、2つ目の保育のあり方は、町長、やっぱりずるずるいったらいけんと思うんですが、この間の9月の一般質問の私の質問に答えて、町長どんなふうにお答えなさったかというのと、答申が出たらそこで一定の判断をして、それであり方検討委員会のようなものをつくって、どんな保育園がいいのか、そこでは場所の選定も出てきていみせんでしたが、そんなふうにお答えしてるんですよ。本来であれば、重要な定数削減っていいですけども、子ども・子育て会議の、できてるのは国が法律で定めてて、例えば保育園の定数なんかを变えるときには子ども・子育て会議を開いて、その中で保護者や、公募もして専門家が入った中で検討してくださいと言っ

てるから、これは子育て会議で話し合うということは法律的にも私、理解できるんですよ。

ただ、町長何やらかしたかといったら、その上で人数、そこで90削ってきたわけなんですよ。これいいかどうか別として、それは子育て会議に聞かないといけないことだろうと。そこで、統合を決めさせてるんですよ。これは子育て会議にさせることではないと私は思っているんですよ。町長はその時点で、子育て会議から出た段階で住民や議会に説明して、きちっと理解を求めるべきであったんじゃないですか。それをしないで今度横滑りで、子ども・子育て会議でこういうのが出ました。それを委員会の責任者にしゃべらせて、次は行財政審議会に回すということもその人にしゃべらせてるんですよ。これは町長、やってはいけんことと違うんですか。本来であれば、行財政審議会に行く前に、統合と統廃合では、統合という意見と90人削減出ていると、このことについて町長はどう思ってこうやりたいのか、まだ検討の余地はあると思ってここで一旦は判断して、その次に行財政審議会に行って、これを民営化するのか町でやっていくのかということを決めていくという段取り踏まないといけなかったん違うんですか。それしないで、また今回どう言ってるかという、判断はまだしないで、大前提として今度はその中身と場所まで決めてくるというたら、もう決めていくということやないですか。私は、その町長の姿勢が今、一番問われてると思ってるんですよ。町長、どうお答えになりますか。

それで、ということは、町長がまだ判断していないということは、あり方検討委員会にまだ出す必要ないじゃないですか。その前提で議員とも話し合えないといけなし、住民にもそれ負託していかにといけんの違うんですか。要は、町長は決めていないと、判断していないと取っ払いんですか。無責任だよ。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。この後の会の中でその皆さんに対する説明の機会をと思っていたんですけれども、真壁議員のほうから御質問として、予算の質問の中で出ましたので、本会議の中で、では説明させていただきます。

今回、行財政運営審議会にかけましたその結果につきましては、皆さんにもお示ししたとおりでございます。町長としまして、子ども・子育て会議、さらには行財政運営審議会の御意見を慎重に判断いたしました。その中で、現在、指名指定をしています伯耆の国さんに、今後、民間委託としての打診をしながら運営の可能性を探っていきたい、このように思っているところでございます。さらには、今回の予算の中で場所、それからどんな保育園にするべきなのかというものを広く町民の皆さんから御意見を頂戴するそういう期間を設けたいと、このように思っているところでございます。その中で、さらに安心していただけるような保育環境というものを目指して

いく。先ほどからの議論のとおりでございまして、ぜひ議会の皆さんの御理解をいただきたいと、このように思っているところです。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。なければ進みます。

2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 今、陶山町長、保育園のことをここでっていうふうに言われたんですけど、後もまだされるんですかね。（「もう言いましたけども」と呼ぶ者あり）もうここで質問しないと、後はもうなら、終わってからないということ。（発言する者あり）

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午後 2 時 5 8 分休憩

午後 2 時 5 8 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 失礼しました。今回の 8, 8 5 9 万 5, 0 0 0 円、ここによく分かるようなこの数字になっていますけれども、一般会計の中からの交付税ばかりではなくて既予算額、一番下の額ですね、5 億 2 8 5 万 5, 0 0 0 円の中に例えば町からの一般の割増しが入ってるんじゃないかという具合な思いでそのことを申し上げました。したがって、うまく運営ができればそういう交付税でもないですし、運営できる本来の姿というものは病院の自助努力でも可能な、そういう病院にしていくというのが一つの目標だと。一年一年でそんなことに、今、赤字で苦しんでいる状態からそういうことはなりませんけれども、目標値としてそういう思いを先ほどは語ったところでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 議案第 1 0 4 号は終わりますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

議案第 1 0 5 号、令和 3 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第 1 0 6 号、令和 3 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 1 0 7 号、令和 3 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第 1 0 8 号、令和 3 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 3 号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 1 0 9 号、令和 3 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第 1 1 0 号、令和 3 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第 1 1 1 号、令和 3 年度南部町病院事業会計補正予算（第 2 号）。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第 1 1 2 号、鳥取県西部広域行政管理組合営うなばら荘の廃止に伴う財産処分に関する協議について、質疑はありませんか。

9 番、仲田司朗君。

○議員（9 番 仲田 司朗君） 仲田でございます。1 点をお聞かせ願いたいと思います。うなばら荘の譲渡についてでございますが、これにつきましては今の温泉がございますが、温泉につきましては多分この譲渡ということでセットではないかと思うんですが、その辺のところ再度確認をしたいと思います。それについて回答いただけますでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。うなばら荘の今後についての御質問です。うなばら荘のどこまでお話しして理解いただいているのか分かりませんで、もう少し細かく話します。

そもそものが、温泉は日吉津村のものです。土地も日吉津村のものです。そこに西部広域行政管理組合として建物を建てたと。その中に約束の契約書があって、廃止するときには更地にして返す、さらに温泉は当然日吉津村ものだよというこの約束があるところで、建物としての、壊すのに約 3 億以上かかるという具合にたしかお聞きしたと思ってます。それだけのお金をじゃあ各市町村が持ち寄ってあの建物を壊すよりも、サウンディングといいまして可能性を市場から探っ

てみようという取組を行いました。そしてその結果、5社程度だったと思いますが、いろいろな提案が出てきました。さらに突き詰めて、では事業説明を受けて本格的な入札みたいなことをやったんですけども、そのときには1社しかなかった。見ていただいたような四十数万円というようなこういう値段になったんだけど、3億円からのお金をかけて物を壊すよりも、可能性として、そこに次のスポーツを中心とした宿泊や運動施設にすることに、日吉津村として前向きに取り組んでいこうということに至ったというのが現状でございます。したがって、西部広域としては本来は取り壊さなくちゃいけないお金を使わなくてもいい。それから、日吉津村がそこまで言ってくれるのであればこのまま、では日吉津村にお任せしようということですが、意見としては、それで本当に、仮に将来にわたって、県内でもあったように経営者が辞めたといったときに西部広域としての責任は取れるのかというような議論もありました。ありましたけれども、そこは法律的にきちんと解決しながら、まずは日吉津村のお考えを大切にしながらやっていこうということで、今回の提案に至った次第でございます。

したがって、議員の今、御質問いただいた件については、温泉はあくまでも日吉津村のもので、どう運営していくのかについては受託業者としっかりと話し合っていけると、このように思っています。

○議長（景山 浩君） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑はないようですので、以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

また、来週6日は定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後3時05分散会